

月報

2015年7月号

シンガポール日本商工会議所

MCI(P) NO. 001/03/2015

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

Website: <http://www.jcci.org.sg>





ジャパングリーンメディカルグループ
シンガポール・ロンドン・上海・倉敷

毎日笑顔の 海外生活をサポート



海外生活をサポートする総合医療センター

ジャパン グリーン クリニック

外来診察



予防接種



健康診断・医療検査



理学療法



肩痛・腰痛・足痛
スポーツ障害・リハビリ等に

医療相談



生活習慣病・禁煙・アレルギー
感染症・渡航医療・他

ジャパングリーンクリニック

総合診療の
オーチャード本院

診療科目

外来診察 (小児科・内科・外科・耳鼻咽喉科・婦人科*・他一般), 予防接種*, 乳幼児健診*
医療検査*, 健康診断*, 理学療法* (疼痛治療・リハビリ等), 各種医療相談 (アレルギー*・禁煙*・他)

受付時間 月～金 9:00～12:00,
14:00～17:30

土 9:00～12:00
(日・祝 休診)

予 約 一般診察は予約不要です。
*印は要予約。

所在地 290 Orchard Road
#10-01 Paragon
Singapore 238859

電 話 6734-8871

ファックス 6733-1213

Eメール

reception@japan-green.com.sg

- ◆ MRTオーチャード駅より徒歩10分
- ◆ エレベーターは、1階Tower Lift Lobby1をご利用ください
- ◆ 主要各科医師が在籍し検査機器も揃えた総合クリニックです



パラゴン



健康診断ロビー



ジャパングリーンクリニック シティ分院

オフィス街の
身近なクリニック

診療科目

外来診察 (内科・一般), 予防接種, 理学療法 (疼痛治療・リハビリ等), 健康診断, 各種医療相談 (アレルギー・禁煙・他)

受付時間 月～金 9:00～12:30,
14:30～17:30
(土・日・祝 休診)

予 約 ご予約をお願い致します。

所在地 1 Raffles Place
#19-02
One Raffles Place
(Tower 1)
Singapore 048616

電 話 6532-1788

ファックス 6532-7673

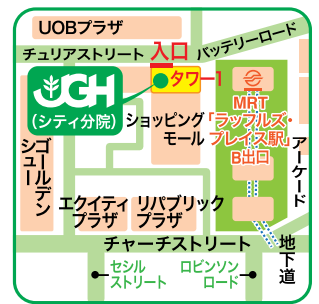
Eメール

citybranch@japan-green.com.sg

- ◆ MRTラッフルズ・プレイス駅B出口至近
- ◆ オフィスタワー入口はChulia Street側 (UOBプラザ前) です
- ◆ お越しの際はIDカード (EP等) をご持参ください
- ◆ 待ち時間を最小限にする予約制を採用



ワン・ラッフルズ・プレイス



歯科はJGHデンタルクリニック(本院内) Tel: 6235 7747

www.japan-green.com.sg

月報

2015

July

<特集>

- **スマートネーション構想 ～シンガポールのこれからの成長戦略** p02
アクセント株式会社
北島 英幸
- **建国50周年のシンガポール金融政策を考える** p07
THE BANK OF TOKYO-MITSUBISHI UFJ, LTD
井野 鉄兵
- **九州名産品を世界の食卓へ** p12
NNR Global Logistics (S) PTE LTD
小山田 健太
- **外資誘致のためのベトナムの改正投資法・企業法・不動産事業法・住宅法** p16
TMI Associates Hanoi Office [小幡]
TMI Associates Ho Chi Minh City Office [小林]
小幡 葉子 / 小林 亮

<業界ぶらす1> 化学

- **東南アジアの水環境問題と膜分離技術による排水リサイクルの可能性** p23
MRC Rensui Asia Pte. Ltd
糸永 貴範

<事務局便り>

- 6月の行事報告、7月の予定 p38

月報題字: 麗扇会 青木 麗峰

表紙写真: THE BANK OF TOKYO-MITSUBISHI UFJ, LTD 竹腰 雄二

写真タイトル: SG50

スマートネーション構想 ～シンガポールのこれからの成長戦略

アクセンチュア株式会社
 金融サービス本部
 マネージングディレクター
 北島 英幸



シンガポール政府は2014年にスマートネーション構想を打ち出した。

本構想は、シンガポールが更なる発展を遂げるための画期的な構想と捉えている。

本稿では、スマートネーション構想の狙いと秘められた可能性について考察したい。

1. 更なる成長を目指して

建国50年の節目を迎え「これからの経済発展をいかにして実現するのか」という問いに対し、リー・シェンロン首相は明確な答えを持っている。

それはテクノロジーを活用した新しい国家＝「スマートネーション」の構築である。

シンガポールは、これまで世界中の先進企業をシンガポールに誘致することに知恵を絞り、産業の集積を図って、現在の経済発展を成し遂げた。

スマートネーション構想は、誘致によって企業を呼び込む段階から一歩踏み出した構想だ。

スマートネーションの取組によって整備するデータや研究成果を世界に開放し、その魅力で世界中の企業が競って集まる仕組み(＝エコシステム)を作ることを目指している。

具体的には、世界中の国や都市が5つの領域(①都市化、②高齢化、③医療、④交通、⑤エネルギー)で直面する諸課題について、シンガポールを実験の場(プラットフォーム)として活用し「一緒に解決策を考えませんか」と世界に呼びかけている。(*1)

2. デジタルの世界の進展

スマートネーション構想の可能性は、デジタルの世界で生まれた新しいサービスを想像すると分かりやすい。

スマートフォンにより、誰もが世界中のユーザーに向けてサービスを提供できるようになり、生まれたばかりのサービスが瞬く間に国境を越え、多くのユーザーを短期間に獲得できるようになった。

スマートフォンで大きく広がったデジタルの世界では3つの要素が重要と考える。

それは、

- ①ユーザーのニーズをとらえ、
 - ②ニーズを満たすために必要なデータを理解し、
 - ③ニーズ(需要)とデータ(供給)をマッチングするサービス(アプリケーション)があること
- の3つである。(図1)

①ユーザーのニーズ

企業は伝統的に業種の枠組みの中で競争することを前提としてきた。

業種を超えてビジネスを拡大すると「異業種参入」と呼ばれるのは、その所以である。

しかし、デジタルの世界では、ユーザーのニーズにより、業種とは関係なく競争相手が決まっていく。

例えば、「移動したい」、「食事したい」、「泊まりたい」といったニーズに沿ってユーザーはサービスを選ぶが、比較されるサービスは別業種の企業が提供するサービスかもしれない。

一部の新興企業が革新的に見えるのは、多くの企業が業種に縛られて出来る範囲を制約してしまうのに対し、新興企業は業種にとらわれず、ユーザーのニーズだけを追及していることが一つの要因ではないだろうか。

②ニーズを満たすために必要なデータ

Googleによってあらゆる情報がデジタル化されて検索可能になり、今ではリアルタイムの位置情報さえ誰もが無料で活用できる時代になった。

位置情報はスマートフォンが登場する前には、世の中に存在しなかった情報である。

デジタルの世界は、データがなければ何も生まれない。

ただ、新しいデータが整備されれば、そのデータを活用しようとする人が世界中に存在する。

デジタル化された情報(=データ)はイノベーションを創出するために、何よりも重要な要素といっても過言ではないだろう。

③ニーズ(需要)とデータ(供給)のマッチング

ユーザーのニーズ(①)とニーズを充足するデータ(②)があれば、あとは双方をマッチングする利用シーンを抑えた人がこの世界を制することができる。

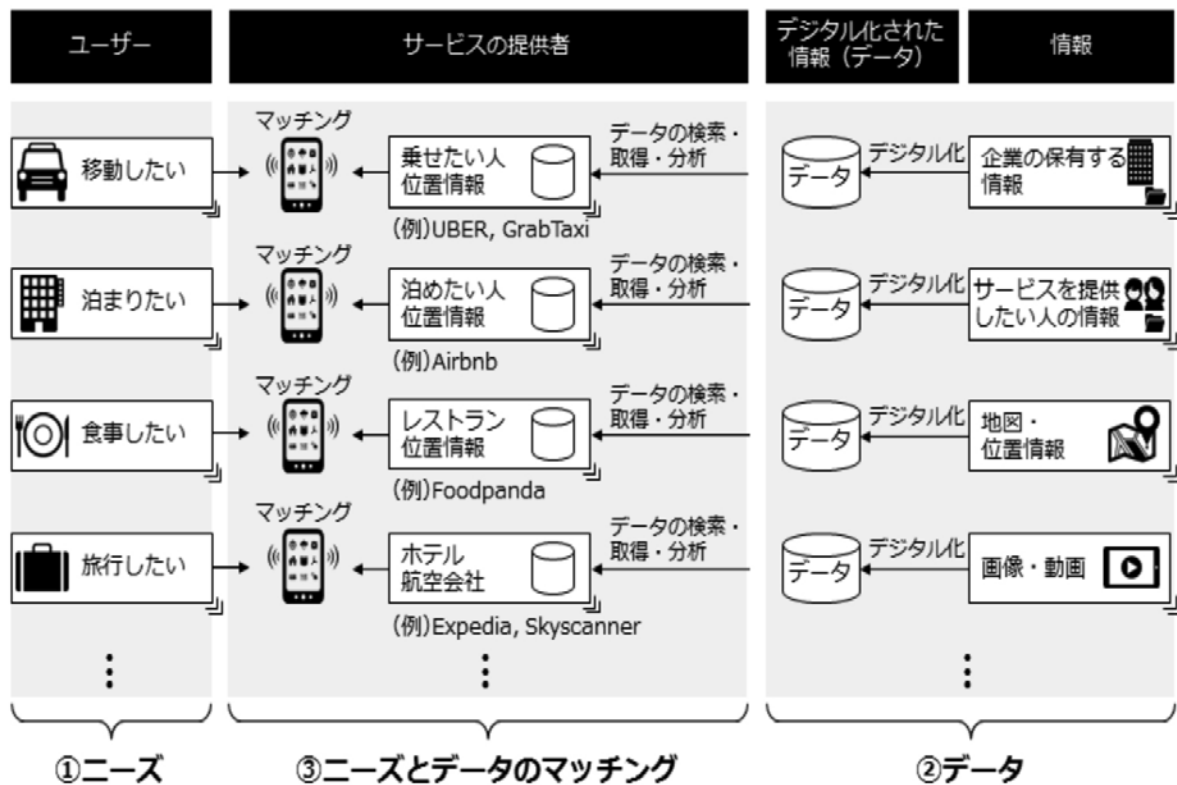
世界中を席卷しているライドシェアサービスのUBERや、ASEANで人気の高いGrabTaxiは「移動したい」と「乗せたい」人を位置情報によりマッチングするサービスだ。

Airbnbも「泊まりたい」と「泊めたい」人をマッチングする空き部屋の検索サービスだし、ネットショッピング、オークションも、「買いたい」と「売りたい」人をマッチングさせることで成り立っている。

スマートフォンによって広がったデジタルの世界はまだ始まったばかりである。

利用シーンを追求した新しいサービスが出現する度に、業種の垣根や規制の再考が促され、ユーザーのニーズを軸とした新たな競争環境が形成されることだろう。

(図1) デジタルの世界を制するための3つの要素



3. スマートネーションの勝機

スマートネーションは、前述の3つの要素のうち、インベーションの源泉が「データ」であることに着目した構想と捉えている。

世界中の企業、行政機関が欲するデータをスマートネーションプラットフォームに整備し、可能な限り解放することで、新しいサービスを一緒に作っていき、というのが基本的な構想である。

具体的はどういった取組を想定しているのだろうか。

スマートネーションの柱の一つは、あらゆるインフラにセンサーを設置し、リアルタイムで接続してデータを収集、整備し、分析できるようにすることだ。

既に政府のウェブサイト(<http://data.gov.sg/>)上では12,000以上のデータセットが公開されているが、センサーから収集したデータが整備され、一般に公開されるようになれば、その数は一気に増えるであろう。

例えば、町のゴミ箱にセンサーを設置し、溜まり度合いをデータとして蓄積、分析することができれば、ゴミ収集ルートや、ゴミ箱の設置場所を最適化する新しいサービスの開発が期待できる。

高齢化が進むHDBにセンサーを設置して一人暮らしのお年寄りの異常をセンサーで検知し、コミュニティのメンバーがすぐに駆けつけるといったサービスも想定されている。

また、病院でリハビリが必要な患者が、腕につけたセンサーによって病院とつながり、自宅でリハビリを行っても病院から遠隔でモニタリングできるような仕組みも検討されている。

ドローンの積極的な活用も見込まれている。

建築物の3D画像のデータ化、建築物の検査といった用途を想定し、ドローンで収集したデータを都市計画に活用する方針だ。

自動運転(セルフトライブ)技術も大きな研究テーマの一つである。少し具体的に説明したい。

シンガポールでは、現在の540万人の人口を600万人に増やすことも議論されている。

ただ、国土の限られているシンガポールでは、人口は増やしても車の数は現在の100万台から増やさない方針だ。

そのため、車の数は増やさず、人々がより効率的に移動するために、セルフトライブカーの活用に大きな期待が寄せられている。

例えば、セルフトライブカーで目的地に行き、自分が車を使わない時間は、駐車場でアイドルさせるのではなく、他の人のタクシーとして活用される。

移動したい人とセルフトライブカーの空き状況をマッチングし、駐車場の車の数を減らすことができれば、全体の車両の数を大幅に減らすことが期待できる。

既にシンガポールでは、Chinese GardenとJapanese Garden内でドライバーレスバギーが公開され、実際に一般人をバギーに乗せた実験を行っている。(*2)

実験の成果をもとに、公道のテスト環境が整備されれば、規制のあり方や、実用化に向けてインフラ側にどんなセンサーを整備すべきか、といった検討も進むことであろう。

コンパクトでインフラの制御が容易なシンガポールは、セルフトライブを最も早く実用化する国になるかもしれない。

難易度が高い取組であればあるほど、スマートネーションの取組の付加価値は大きい。

全土に張り巡らせるセンサーや、様々な実験で取得したデータは、シンガポールの成長を牽引するかけがえのない知的資産になることだろう。

4. シンガポールの優位性

前述したいくつかの例は、「スマートシティ」という名のもとで世界中の様々な都市でプロジェクト化されている。

ただし、スマートシティは誰もが必要性を認めつつも、多くのチャレンジに直面するケースが多い。

例えば「市」によるスマートシティの推進は、選挙で選ばれた市長がビジョンを持ち、議会の多数派がそのビジョンを支持し、取組内容に合意して予算を承認することが必要だ。

そのため、何でもトライするというわけにはいかず、取組テーマや予算が絞られてしまう可能性がある。

また、短い時間で想定した成果を出すことが難しいこともチャレンジの一つだ。

実証実験に長く時間が必要なケースもあれば、国の規制がボトルネックになり、国との調整に時間を要するケースもある。

プロジェクト期間中に選挙があり、市長や議会勢力が変わってしまうと、選挙後に同じ体制や予算で推進することが難しくなるケースもあるだろう。

一方、シンガポールは、世界中のスマートシティプロジェクトが抱える多くの課題をクリアできる。

そもそも短期的な視点ではなく、10年後を見据えた国家の取組であることに加え、リー・シェンロン首相は誰よりもスマートネーションの重要性を確信している。

実際に、スマートネーションプログラムオフィスはPrime Minister's Officeの直下におき、リー首相自身が直接推進することを表明している。

必要であれば、規制は柔軟に見直すこともできるであろう。

予算も世界中のどの都市のプロジェクトと比較しても桁違いだ。

情報通信開発庁(IDA)は2015年度のICT投資に約2,000億円を充てることを表明している。(*3)

全てがスマートネーション向けではないが、スマートネーションはIDAの最優先イニシアティブであり、多額の予算が配分されることであろう。

また、スタートアップ企業向けには、シンガポールに進出してすぐにビジネスを始められる環境(BASH: Build Amazing Start Ups Here)も整備された。

あらゆる面で支援を惜しまないのがシンガポール流である。

リー・シェンロン首相はスマートネーションのビジョンを説明する2014年11月24日のスピーチにて

「Being willing to try new approaches, disrupt existing ways of doing things; try, fail fast, learn the lessons, turn around quickly; constantly pushing the boundaries, inside the Government, outside the Government.」と語っている。(*4)

「やってみなはれ」の精神で、失敗してもよいからどんどん進めていこう、という力強いメッセージだ。

まだスマートネーションは始まったばかりの取組であるが、シンガポールの優位性を踏まえると、世界中のスマートシティをシンガポールが先導するようになるかもしれない。

例えば、スマートシティの実現に向けて、どんなテーマが有効なのか、何をやれば失敗し、どんなプロジェクトが具体的に成功するのかをシンガポールが発信し、共有することが期待される。

シンガポールにとっても、スマートネーション構想で実現した技術、サービス、データ、ノウハウをパッケージ化し、Intellectual Propertyとして世界中に販売できるようになるかもしれない。

また、スマートネーションの取組によってイノベーションが創出される好循環なエコシステムが確立されれば、スマートネーション自体が、シンガポールの強力な輸出コンテンツにもなる可能性もあるだろう。

5. ASEANにいる我々の役割

日本では、まだまだASEAN諸国を後進国と捉えている方々も多い。

ただ、ASEAN各国の一人当たりGDPを見て、日本の経済発展の歴史と比較する方法では、これからは実態とかけ離れた理解になってしまうかもしれない。

なぜなら、デジタルの世界はスマートフォンが国民に行き届くだけで、先進国、後進国を問わずに同じサービスを楽しみ、平等にビジネスチャンスが存在するからだ。

ASEANでは、若年の労働人口が著しく増加することが見込まれている。

モバイルに精通した労働人口の増えるASEANと、労働人口が増えない先進国を比較すると、先進国をはるかに凌駕するスピードで、ASEANのデジタル化は進展することであろう。

ASEANの現状と今後の見通しを日本に正しく伝えるのは、現地にいる我々に課された大きな役割だ。

特にデジタルの世界でどんな変革が起き、人々の生活がどう変わろうとしているのかは、現地にいる人でないと分からない。

日本から想像したASEANの姿と実態のギャップが大きくなればなるほど、我々が体感したことをタイムリーに伝えていく役割がより重要になるだろう。

建国50年という節目にふさわしい新たな構想を実現していくために、日本企業が貢献できる余地も大きい。

アジアが世界のデジタル化をリードする時代を目指し、日本政府、日本企業がスマートネーションに積極的に参画、支援していくことを期待したい。

※本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、シンガポール政府、又は、アクセンチュア株式会社の見解ではありません。

(*1) <http://www.smartnation-forbes.com/>

(*2) <http://www.smartnusav.com/>

(*3) <https://www.ida.gov.sg/About-Us/Newsroom/Media-Releases/2015/Opportunities-Abound-for-Industry-and-Government-to-Collaborate-in-Effort-to-Becoming-a-Smart-Nation>

(*4) <http://www.pmo.gov.sg/mediacentre/>

執筆者氏名

北島 英幸(きたばたけ ひでゆき)

経 歴

1971年生まれ

1993年 青山学院大学 経済学部 経済学科 卒業

1996年 London School of Economics 経済学部 修士課程 修了

同年 アクセンチュア株式会社 入社

2011年よりシンガポールに赴任し、ジャパンデスクを担当

建国50周年のシンガポール金融政策を考える

THE BANK OF TOKYO-MITSUBISHI UFJ, LTD
ANALYST

井野 鉄兵

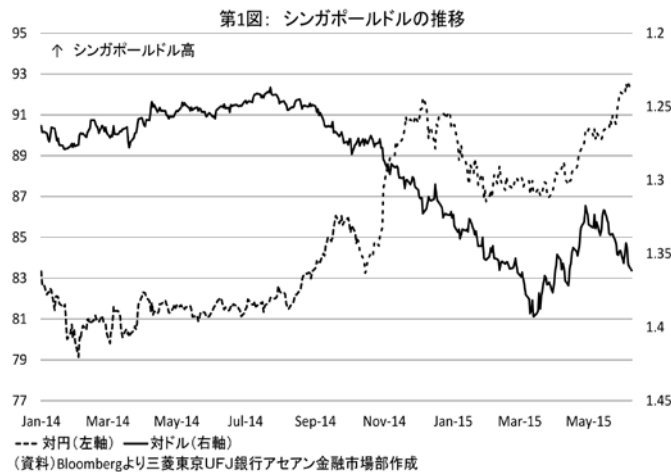


シンガポールドル相場とは

「シンガポールドル相場はどれくらいか」と尋ねられた場合、その答えとしてどのような数字を思い浮かべるだろうか。本稿執筆時点(6月4日15時前後)であれば、筆者の目の前にある金融市場情報端末には、たとえば1.3475、92.15、2.7503などといった数字が並ぶ。それぞれ、対米ドル、対円、対マレーシアリングgitでのシンガポールドル相場である。つまり、どれも間違いではない。では、「シンガポールドルは強いのか、弱いのか」となるかどうか。おそらくとっさに、業務あるいはプライベートでよく換算する通貨に対して強くなったか、弱くなったかといった実感で答えようとするのではないだろうか。対米ドルであればこの一年でだいぶ弱くなり、対円であれば現在は過去に比べてものすごく高くなったという具合に。こちらも双方ともに間違いではない。実際の値動きをみても、対米ドル(第1図、実線)では9%近く弱くなっているし、

対円(第1図、破線)で92円台などというのは史上最高水準である。各企業あるいは各個人単位では、それぞれの需要により、関心がある通貨の組み合わせがあり、それがその企業なり、個人なりの外国為替相場のすべてと言ってもよいだろう。しかし、国という単位で考えるのならば、「シンガポールドル」そのものが強くなっているか、弱くなっているかを把握しなければならない。

では、シンガポールドルそのものはどのように推移してきたか。その動向を突き詰めるとすると、世界中の全通貨に対してシンガポールドルがどのように動いたかを、それぞれの通貨とのすべての取引内容を参照して計算せねばならない。しかし、外国為替取引というのは、基本的には相対の取引であり、すべての取引を把握するのは不可能だ。よって、ある程度の割り切りが必要になる。金融市場においては、一般的に実効為替相場という指標を用いてある通貨そのものの動向をはかる



第2図：シンガポールドル実効為替相場



ことがある。実効為替相場とは、主要な貿易相手国の通貨に対して、当該通貨がどのように変化したかを、各相手国との貿易取引割合などに応じて加重平均したものである。これを「名目実効為替相場」と呼ぶ。たとえば筆者は、その通貨がその時点で相対的に高いか、安いかを大まかに把握する指標としてこの名目実効為替相場を利用している。名目実効為替相場(第2図、実線)で見れば、シンガポールドルは長い期間上昇トレンドとなっている。つまり、シンガポールドルそのものは強くなっていると答えることができそうだ。なお、名目実効為替相場から物価上昇による通貨価値の下落分を控除したものを「実質実効為替相場」という(第2図、破線)。

シンガポールドルと金融政策

シンガポールにおいては、この名目実効為替相場が金融政策運営上の誘導対象として採用されている。説明がやや乱暴になるが、金融政策とは一般的に、中央銀行がごく短い期間の金利(政策金利)を上げ下げすることで、市場における通貨の流通量をコントロールし、その結果として通貨の価値の安定を図ることを言う。これが、中央銀行が「通貨の番人」などと呼ばれる所以でもある。その国の経済における通貨の価値とは、モノだけでなくサービスなども含む「物価」そのもので、つまり中央銀行は物価の安定を目指して、金融政策を運営していることになる。シ

ンガポールで中央銀行の役割を担うMonetary Authority Singapore(MAS)は、金融政策運営に際して、政策金利の代わりに対外的な通貨価値である外国為替相場のおおまかな方向性を決めることとしている。そのベンチマークに用いられるのが名目実効為替相場である。

なぜ、MASは金利の上げ下げではなく、外国為替相場を金融政策運営に用いるのだろうか。それは、資源を持たない小さな島国であるシンガポールにおいては、ほとんどすべてのモノが外国からの輸入品で、対外的な通貨価値≒外国為替相場の安定こそが、物価の安定につながると考えられるからだろう。

現代において物価の安定とは、国によって具体的な数字は異なるものの、総じて緩やかに物価が上昇していくことと認識されている。中央銀行の多くは、歴史的に「通貨の番人」としていかに通貨の価値を守るかということに腐心してきたことから、「物価が上がりすぎることを心配し、「物価が下がること」はほとんど念頭にないようだ。MASとて同じで、その金融政策の理念は「インフレなき持続可能な経済成長を促進する」である。

シンガポールにおける一般的な物価変動要因をごく簡単に分解すると、輸入する先の物価変動、外国為替相場の変動、国内における諸コストの変動など、となる。ほとんどすべてのモノを輸入に頼るという前提にたつと、「外国為替相場の変動」はいくつかある物価変動要因のなかで相

応の影響を持つことになる。MASが中央銀行として、シンガポール国内の物価安定を目的として政策を遂行するのであれば、外国為替相場の過度な変動を抑制することが効果的であろうし、物価上昇の加速を防ぐために、あるいは、通貨の番人として通貨価値を防衛するためにも、シンガポールドルが幾ばくかのペースで強くなるように誘導することが理に適っていると考えられる。そのベンチマークを、主要貿易相手国との貿易割合を勘案した名目実効為替相場としたこともまた、合理的な選択と言えるのではないか。

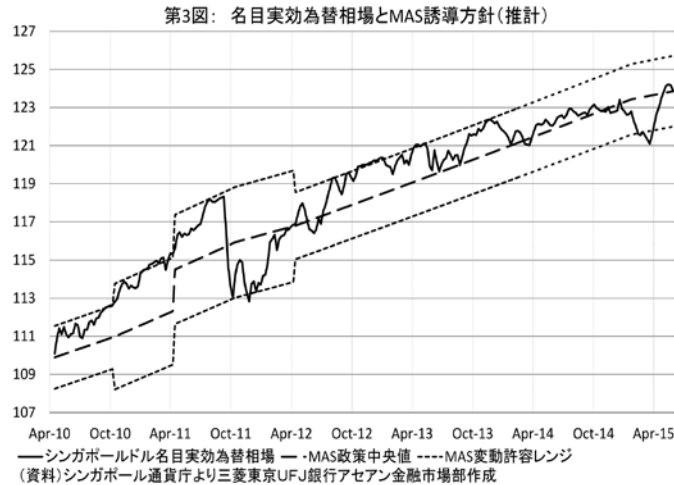
金融政策の現状

MASは、リーマンショックによる世界経済の混乱が一服した2010年4月以降、「緩やかかつ、段階的な通貨高」となるように、名目実効為替相場を一定のペースと値幅でシンガポールドル高となるように誘導してきている。なお、MASは半年に一度、4月と10月に誘導方針の見直しを実施するが、算出する名目実効為替相場の水準以外、具体的な上昇誘導ペースや、許容変動幅については明らかにしていない。実際の声明では、「誘導ペース、変動許容幅、基準値は変更しない」（4月14日声明文）といった記述のみで、数字は示されない。これには外国為替相場を誘導目標とするものの、具体的な外国為替相場の水準には言及しないという中央銀行の暗黙の了解に倣ったものと推察される。だが、具体的な数字を伴う金利の上げ下げや、通貨供給量を目標にすることが金融政策の常識と考える金融市場参加者にとって、このスタンスはなかなか理解が難しく、神秘的ですらある。

今年に入ると、金融市場でMASの金融政策運営方針がぶれるのではないかとの思惑が広がった。きっかけは、MASが1月に、4月、10月というサイクルを破って、急遽、政策変更の声明を発表したことによる。昨年後半以降、原油価格が下落したことによって、世界的にインフレ率が低下するという事態となっている。物価上昇圧力が抑制され

たことにより、各地で金融緩和つまり通貨価値を下落させる余地が生じた。加えて、金融市場においては、米国の金融政策が金利引き上げに向かうとの思惑から米ドルが上昇。奇しくも、輸入大国である中国の景気減速によって輸出が伸び悩んでいる各国は、輸出競争力向上の観点からも金融緩和による「通貨安競争」にこぞって参加することとなった。

そうしたなかで、シンガポールドルも米ドルなどに対して下落幅が拡大、名目実効為替相場も変動許容レンジ（推計）の中心を下回るようになった（第3図）。MASは1月28日に、他の中央銀行と足並みを揃えるように名目実効為替相場の上昇誘導ペースを緩めることを発表。MASが臨時で金融政策声明を発表するのは、実に米同時多発テロ発生直後の2001年10月（当時は通常1月、7月の見直しサイクル）以来の出来事であり、ついにMASも「通貨安競争」に参画したと解釈する金融市場参加者が多かったように思われる。1月の緊急金融政策変更後も対米ドル相場や名目実効為替相場の下落は続き、一時は変動許容レンジの下限（あくまで推計）を下回る事態となった。こうなると、4月の定例見直しでも、さらに通貨安を許容する政策変更が実施されるのではないかという思惑も広がる。急速な外国為替相場変動に対応すべく、現状年に二回の金融政策見直し頻度を高めるのではないかといったことを予想する向きもあった。しかし、4月14日の声明文では、そうした予想に反して1月に定められた誘導方針が維持されることが発表された。もちろん、年に二回のサイクルが変更されることもなかった。その理由は、金融政策変更を実施した1月以降のシンガポール経済が、その時点でのMAS見通しに沿って推移しているという実にシンプルなものだった。



繰り返しになるが、MASが金融政策運営で重視するのは物価動向であって、外国為替相場そのものではない。1月の金融政策変更時点の物価動向をみると、変動しやすい自動車購入権(COE)価格など「私的交通」や、賃貸住宅費など「住居費」を除いた「コア」ベースでも前年比1%台半ばまで低下していた。当時のMASは、見通しの下限を2%に設定しており、それを下回る水準が続いていたことになる。そこでMASは、労働需給のひっ迫で賃金上昇は続いているものの、それが一般的な消費者物価に波及しづらくなっていると判断から、インフレ率の見通しを下方修正した(第1表)。これが1月の名目実効為替相場の上昇誘導ペース緩和の大義となった。

その後、シンガポール経済は4月の定例見直しにかけて、MASが「1月に予想した通り」に進捗する。通産省が金融政策声明と同時に発表した第1四半期(1月~3月)の実質GDP成長率(速報値)は前年比+2.1%(後に発表された確報値では+2.6%)と、MASの見通しである2%~4%の範囲内で推移。インフレ率(消費者物価指数前年比上昇率)も直近2月分ではコアベースが前年比+1.3%となった。よってMASは金融政策を実施しなかった。つまり、MASとしてはあくまで国内経済の状況の評価して、金融政策を決定しているのであって、「通貨安競争」に加わるものではないと金融市場参加者の思惑をけん制したものとも言えそうだ。

第1表: 成長率、インフレ率見直し

	実質GDP成長率	CPI総合上昇率	CPIコア上昇率
10月時点見通し	2.0%~4.0%	0.5%~1.5%	2.0%~3.0%
今回発表の見通し	2.0%~4.0%	▲0.5%~0.5%	0.5%~1.5%
直近実績	2.6%(第1四半期)	▲0.5%(4月)	0.4%(4月)

(資料)シンガポール通貨庁、統計局、通産省より三菱東京UFJ銀行アセアン金融市場部作成

過渡期を迎えているシンガポールの金融政策

本稿執筆時点(6月4日)で発表されている最新4月分のインフレ率は、ヘッドラインが▲0.5%、コアベースは+0.4%まで低下している。その要因は、原油価格下落に伴う電気料金の引き下げや、公共住宅に居住する世帯への共益費補助、医療費補助の拡大などによる。これらは主に、政府の財政政策によるもので、インフレ率押し下げ要因としては一時的なものと言える。MASはこうした補助金の導入を踏まえて、1月時点でインフレ率見通しを大きく引き下げており、足もとはおおむね想定通りの推移と言えるだろう。

シンガポール政府は建国50周年の今年度予算で、これまでの成長重視の方針から、分配重視の方針に変更したとの見方がある。各種補助金はその象徴的なものである。現時点では、原油価格の下落と各種補助金が物価を抑制している。一方で、労働需給がタイトな状況は続いている。賃金上昇圧力はやや緩んだとはいえ、引き続き年数%のペースで上昇が続いており、物価上昇圧力は根強い。その背景には、シンガポール経済の著しい産業構造の変化があると考えられる。弊行中村シニアエコノミストの言葉を借りれば、シンガポールは他の先進国同様に「産業構造のサービス化」が進んでいる。これは、生活水準が向上したことにより、消費が多様化したこと、つまり「サービス」への需要が拡大したこと、あるいは供給面では、単純なモノづくりがコストに見合わなくなったことが影響している。

こうなると、物価も同様に「モノ」主体から徐々に「サービス」の比重が高まっているはずだ。消費者物価指数はこのほど算出方法の変更が施され、たとえば「食品」のウエイトが引き下げられた一方、「教育」や「ヘルスケア」といった項目のウエイトが引き上げられている。これはほとんどすべての「モノ」が輸入品であるからこそ、物価の安定実現のために対外的な通貨価値の安定を図ってきたのだが、シンガポールドルを強くしたことで、たとえば、賃金の上昇を抑えられるものでもない。つまり、これまでの金融政策運営手法そのものも

変化が必要になってきているということかもしれない。そもそもMASは中央銀行の「役割を担う」政府の一機関であり、他国の中央銀行とは立場が異なる。先に指摘した予算にみられるように建国50周年を迎え、この国の柱である経済政策が転換期を迎えているようだ。1981年から始まったMASの金融政策運営も、経済政策のひとつとして大きな改革があるかも知れないと考えてしまうのは、変化を好む金融市場参加者ゆえだろうか。

執筆者氏名

井野 鉄兵 (いの てっぺい)

経歴

2003年 国際基督教大学教養学部卒業、株式会社東京三菱銀行入社。国内営業店、金融市場部等を経て2013年よりアセアン金融市場部にてグローバルマーケットリサーチアナリスト
趣味は旅行と食事、祭(神輿)と伝統芸能鑑賞

九州名産品を世界の食卓へ

NNR Global Logistics (S) PTE LTD
Managing Director

小山田 健太



日本食材を世界の食卓へ

日本の食文化「和食」が一昨年にユネスコ無形文化遺産に指定される等、世界中から注目されています。

日本人女性の平均寿命は世界NO1の86.40歳、日本人男性も79.94歳と世界5位です。寿命は、その人が普段何を食べているかによって大きく左右されますが、日本人の長寿の秘訣は、まさに日本人が普段食べている和食にあるといえます。世界中で高齢化が進むいま、日本食材に秘められた長寿効果に世界から注目が集まっているのは必然の事でしょう。

こうした中、日本食材の“輸出”強化に向け、様々な動きが出ています。

日本国内では、少子高齢化が更に加速し、国内市場の規模が縮小する中、新たな市場の開拓が急務になっている事、また、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)も、やがて纏まるという環境変化も予測される中、今アセアン地域のマーケットに日本の食材を売りこんでいこうと動きが更に高まっています。

農業版地方創生モデルの確立へ

— にしてつ の取組み —

特に地方都市においては、就農者の高齢化による生産面積の減少や後継者不足等、多くの課題が指摘されています。

我々にしてつの本社がある福岡界限の農業も同様に、生産面積、就農人口ともに落ち込みをみ

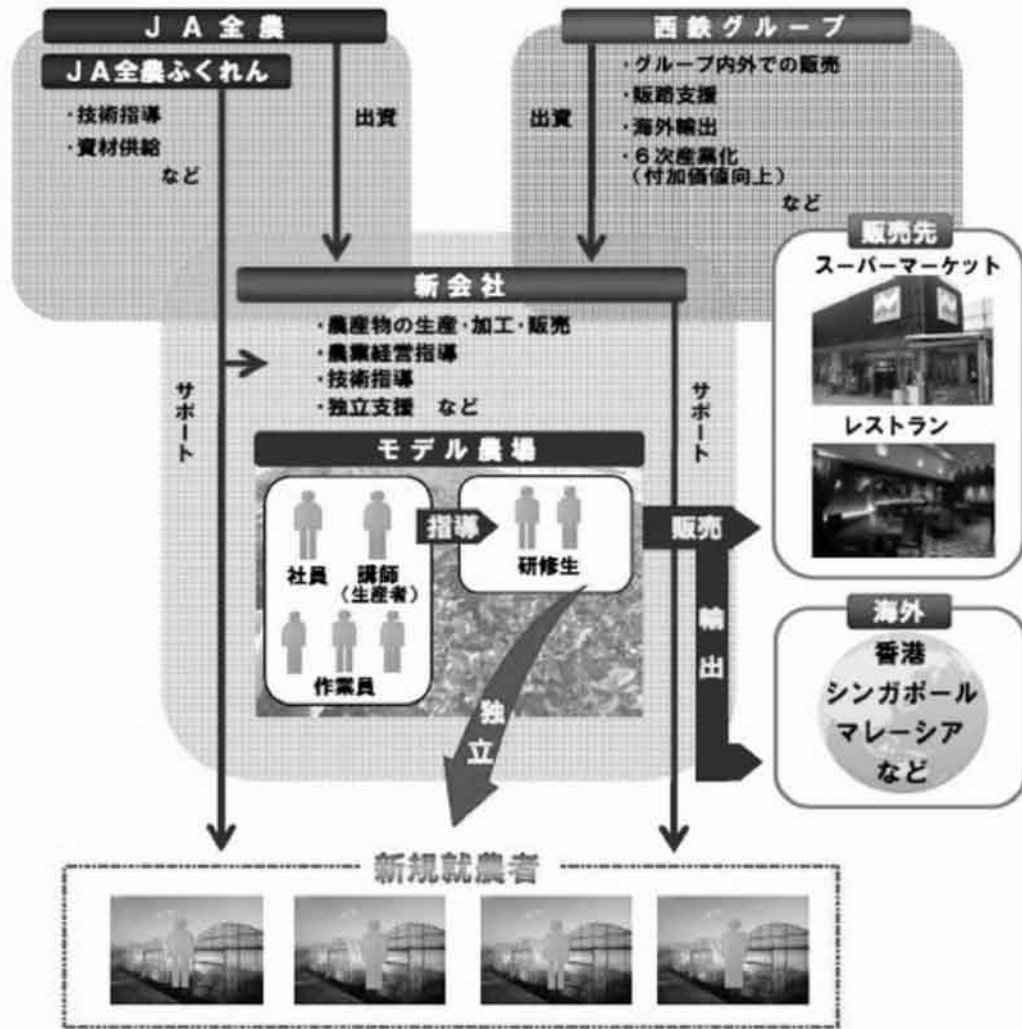
せております。このような課題を解決する為、政府や県、市町村、JAグループ等では、農業生産効率の向上や農産物の付加価値を高める6次産業化、営農者育成などの農業活性化策を進めています。

こうした背景の中、当社でも「縁線プロジェクト」を立ち上げ、地域と一緒に「あまおうプレミアムスパークリングワイン」を製造・販売する等、6次産業化の取組みを行なっています。(写真A)

その取組みを更に推し進める為、当社が持つ商品企画・販路などのノウハウとJA全農の持つ営農生産指導ノウハウを組み合わせ、総合的な農業振興を目指す新会社を設立しました。(写真B)

新会社では、福岡県の農業生産基盤の維持拡大と就農者の所得向上、農業経営の安定化を目標に、主に農産物の生産・加工・販売と、農業経営や生産技術の実践指導に取り組んでいます。モデル農場を設置し、新規就農者を育成するとともに、高収益農業モデルの確立や大規模雇用型農業モデルの実証にも挑戦しています。モデル農場では研修生を受け入れ、農業に関する深い知識を持つ講師の指導のもとで、今後の福岡の農業を支える人材を育成。研修後も技術指導や販路開拓などの支援を行なう事で、継続的な農業経営サポートしています。

将来的には、イチゴだけでなく、アスパラや小松菜、水菜など栽培品種を拡大し、海外への輸出・販売も積極的に進めていく計画を立てています。



福岡名産品を福岡空港・博多港経由で アジア諸国へ

Made in Fukuokaの名産は、たくさんありますが、果物で有名なものといえば、イチゴ“あまおう”を連想される方は多いのではないのでしょうか。

あ=あかい、ま=まるい、お=おおきい、う=うまいの頭文字をとって、“あまおう”と名づけられています。

蛇足ですが、お店に並んでいるイチゴのパックは2段重ねを想像しますが、このあまおうは大粒で1段で売られています。その理由には高齢化している農家の方の作業負担を少しでも減らそうと、大粒を目標に農業試験場で改良されたそうです。

この あまおうが、香港、タイ、そしてシンガポール等の東南アジア市場へ輸出されています。

福岡が東南アジア諸国から近いという地理的優位性も福岡県産品が多く輸出されている一つの大きな理由と言えるでしょう。

現在、弊社でもリンゴ、メロン、みかん等のフルーツを福岡から香港向けに輸出しています。

我が社の輸送における主力扱い製品は依然として、電子機器・半導体・自動車パーツ・医療機器等が大半を占めますが、福岡沿線地区の農業活性化に向け少しでも支援しようという試みから、数年前より食料品の輸送に携わっています。

日本から海外へ品物を輸出する場合、エア便（航空輸送）と船便（海上輸送）がありますが、最初に試みたのが、海上輸送でした。特に生鮮食品は何よりも鮮度が命ですので、その輸送方法が非常に重要となります。地元の大学院からの技術開発も頂きながら、繊細で傷みやすい果物に対し①赤外線と紫外線を交互に当てて殺菌、②それを超微細な霧「ナノミスト」を発生させたコンテナに積み込み、③90-95%の湿度を保ちながら、輸送するというものでした。後に、通常コンテナを搭載した船便、そしてエア便でも輸送し、果物の状態や鮮度、甘みや酸味、食感などを、それぞれ比べてみましたが、ナノミストコンテナで輸送した場合の鮮度、味は非常に高い評価をもらっておりま

す。ただ、イチゴに関しては、他の果物に比べ、より高い鮮度が求められる事から、エア便での輸送が主流となっており、市場調達から消費者へ届くまで、約2日という短いリードタイムで出荷手配しております。航空便の場合、船便と比べ、どうしても割高になってしまう点が“ネック”となりますが、当社グループ内で一貫手配できる事から、仲介者を省き、手数料を削除する事で、少しでも“価格”を安く消費者へ提供できるよう、社内努力しています。当初は従業員への社内販売用でスタートしましたが、今では既存のお客様への販売も開始し、徐々に取扱い品目も増やしていっています。

ここシンガポールにおいては、まだ実現していませんが、香港同様輸入規制も然程厳しくなく、関税障壁が少ない上、更に福岡からシンガポールまで直行便がありますので、シュミレーションを重ね、「鮮度が良いものを、より早く、そして安く」提供できるよう、早く着手したいと考えています。



現状の課題と対応策

日本産の果物は、“高級果物”として、国内価格の2-3倍で現地スーパーで販売されています。その多くの対象者が主に富裕層です。

日本のものは、「安全・安心・おいしい」という評価が浸透していますので、値段が高くても売れている証かもしれません。ただ、今後日本産の輸出の拡大を図るには、中所得者層まで対象を広げる必要があります。「手の届く」商品作りもしていく必要があるかと思われます。

物流の視点からも、低コストに向け貢献していかなければなりません。通常貨物と違い、国内産地でのトラック集荷から航空/船便国際輸送、そして到着後のトラック配送に至るまで、“鮮度”を最優先にした、云わば特殊輸送方法を取っている分、物流コストも割高になっているのが現状です。

例えば航空会社を利用して輸送する際、複数荷主の貨物と纏めて(混載)一緒に運ぶ事で、重量当たりの単価が安く抑えられます。ロットが大きくなるとコストが下がるという特性は集荷/配達トラックでも同じ事が言えます。一方、“鮮度”を必要とする農産物は、どうしても輸出量が限られしかも品目によっては鮮度維持の条件が異なる為、“混載しにくい”という特性があります。ここをどう解消し、混載効率化を高めていくかが物流コスト削減に向けての一つの課題と言えます。

一つの対応策として、現在、産地単位で個別に海外へ輸出されている仕組みを変える動きが出ています。各産地単位で、それぞれ小ロットで輸出している形態では、輸送コストが嵩んでしまう為、今後は産地間で連携し合い、纏めて輸出していく事で、混載効率化を図り、物流費の削減を目指すというものです。韓国産や中国産の農産物が、シンガポールを始めとする東南アジア市場に大量に出回り、日本産農産物が価格競争で苦戦を強いられている中で、今後中所得層にもターゲットを当てていく場合は、ブランド農産物だけではなく、コスト削減によって外国産との価格差を縮め、

商品価格面でも十分競争できる体制作りが求められています。

最後に

農林水産省の発表では、農林水産物・食品の輸出額を2020年までに1兆円規模へ拡大するとされています。その中でも、「アセアン諸国」への輸出が中心になるのは間違いありません。

アジア市場において、日本食品/食材は確固たる地位を確立し、「安全・安心・おいしい」は、今では定着化しつつあります。その高い評価は維持しつつ、今後、より競争力を持って日本産品を世界の食卓へ広める為には、「地方産地の生産現場から海外での販促販売まで含めた総合的な輸出体制」の構築が必要と言われています。我々物流業者もその役割を担う一員としてサービス輸送面での更なる改良に努め、その架け橋の一つになればと思う次第です。

執筆者氏名

小山田 健太 (おおやまだ けんた)

経歴

1997年 横浜市立大学 商学部 経営学科 卒業

西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部 入社

2004年 NNRシドニー駐在事務所 赴任

2014年 NNR シンガポール 赴任 現職

外資誘致のためのベトナムの改正投資法・企業法・不動産事業法・住宅法

TMI Associates Hanoi Office [小幡]
TMI Associates Ho Chi Minh City Office [小林]

Attorney-at-law, Japan, Registered Foreign attorney,
Vietnam

小幡 葉子 / 小林 亮



1. 2014年11月国会における主要立法の概要

(ア) 2014年11月国会における主要立法ⁱ

2014年11月に開催された第13期ベトナム国会第8回会議では、企業の設立・運営の基本法となる投資法ⁱⁱおよび企業法ⁱⁱⁱ、外国人・外資企業の住宅所有を広く認める規定を含む住宅法^{iv}、外資不動産会社の事業範囲を拡大する不動産事業法^vなど、企業活動に大きな影響を有する法律が成立した。その他同国会での重要立法としては、外国人労働者にも強制社会保険加入義務を、将来的に、新たに課した社会保険法^{vi}などがある。

(イ) ベトナムの法律制定過程

ベトナムの立法機関は国民の直接選挙による一院制の国会であり^{vii}、毎年春・秋の2回の定例会が開催される。政府などの法案提出者が国会に法案を提出し、通常の場合、第1回目の提出(意見聴取)、第2回目の提出(修正法案を提出、審議・可決)を経て新しい法律が成立する。

2. 法改正の背景

(ア) 行政簡素化への政府の取組み

ベトナムでは、1986年以降、ドイモイ政策(社会主義体制下の市場経済導入)を実行する過程において、行政の不効率(手続きの複雑性、明確さの欠如、縦割り・セクター主義、秘密主義、汚職等)をどのように克服するかが大きな課題とされてきた。行政改革は2000年代に入って本格化し、「2001-2010年行政改革マスタープログラム」^{viii}に引き続いて、現在は「2011年-2020年行政改革マスタープログラム」^{ix}が実施され

ている。同プログラムでは、特に2011年-2015年の期間に集中的に行政改革を進める分野の筆頭に「投資」が挙げられているほか、「住宅所有」もここに含まれている。

(イ) 不動産市況へのテコ入れ

ベトナムにおける急速な都市化と経済発展に伴い、不動産価格は急激な上昇を続けてきたが、不動産バブルとその崩壊を回避するため政府が金融引き締めを行ったことを契機として、2008年をピークに現在まで不動産市場の不調が続いている^x。特に、投機・高所得者向けの高額物件の在庫や、不良債権化した不動産ローン担保物件などの売却先として、外国人および外資企業による投資への期待が高い。

3. 各改正法における投資促進に向けての改正点

(ア) 投資法

① ベトナム投資法の概要

現行^{xi}のベトナム投資法^{xiii}は、2005年、ベトナムのWTO加盟(2007年1月)の準備の一環として、1996年の外国投資法^{xiii}および1998年の国内投資奨励法^{xiv}の2法を統合するために制定され、2006年7月1日から施行されている(同日上記の2法は失効)。2014年投資法は、2005年投資法の枠組みを基本的に踏襲し、ベトナムにおける経営投資及びベトナムから外国への経営投資について、投資の保障(第2章)、投資の優遇措置及び支援(第3章)、ベトナムにおける投資活動(第4章)、外国への投資活動(第5章)などから構成されている。

② 主な改正点

i. 投資保護の強化

2014年投資法は、以下のような投資保護強化策^{xv}を打ち出している。

(a) 国会案件・首相案件または重要インフラ開発プロジェクトに参加する国家機関・国営企業の契約上の義務履行に対する政府保証

(b) 投資優遇対象の拡大

(c) 投資登録証明書に優遇措置の内容、根拠、条件を明記

ii. 外国投資家による企業買収に関する新制度

(a) 2005年投資法：2005年投資法は、外国投資家によるベトナムへの投資を直接投資（経済組織を設立する投資、契約に伴う投資、経営開発投資、企業合併・買収）と間接投資（株式等有価証券購入、投資ファンドを通じた投資等）に区分し^{xvi}、直接投資を行う場合には、すべて投資法上の投資登録または投資審査手続により投資証明書の発行を受ける必要がある^{xvii}。現行法上は、投資証明書の発行については申請書類の正式受理から投資登録については15日以内、投資審査については原則として30日以内と規定されているが、実務上、長期間を要する（少なくとも数か月）場合が多く、外国直接投資を機動的に行うことを阻害しているとして改善を求める声が強かった。

(b) 2014年投資法：既存の企業の買収・合併の形態による外国投資家のベトナムへの投資に際しては、投資登録証明書の発行は不要とされた^{xviii}。ただし、当該買収等により外国投資家の出資比率が51%以上となる場合、または、対象会社が投資法上の条件付投資分野に属する事業を営んでいる場合には、2014年投資法で新設された企業買収登録^{xix}を行うことが必要となった。

iii. 投資に関する手続の簡素化・明確化

(a) 2005年投資法：投資登録手続（投資額3000億ドン以下、かつ、条件付投資分野以外への投資であることなどが要件）と投資審査手続（投資登録手続が適用されない場合）に区分され、それぞれについて申請添付書類が規定されているが具体的な特定が不足していた^{xx}。また、対象となる投資行為の範囲が明確ではなかった。

(b) 2014年投資法：投資登録証明書発給手続が不要な場合について、内国投資家の投資プロジェクトおよび外国投資家の既存企業への出資・買収につい

て不要であると明記されたほか、現地法人・JVおよびこれら外資企業がベトナム国内で投資した企業（いわば外資第2世代以降）が行う投資について、どの範囲で投資登録証明書発給手続が必要かについての規定が置かれた^{xxi}。また、2005年投資法の投資登録手続・投資審査手続が投資登録証明書発給手続に統合され、手続期間が申請書類の正式受理から15営業日以内に短縮された。

③ 投資家の負担増大につながる変更点

i. 法令の不利益変更と投資家の利益保護

2005年投資法は、法令・政策の変更により、その発効日前に付与された投資家の「合法的な利益」に悪影響が及ぶ場合には、投資証明書に記載された優遇を引き続き保障されるか、これに代わる保護を受けられると規定している^{xxii}。これに対して、2014年投資法は、新しい法令により投資家が従前受けていた「投資優遇措置より不利な投資優遇措置を規定する場合」についての規定^{xxiii}に変更されており、現行法よりも保障の対象が狭くなるという趣旨ではないかとの指摘がされている。

ii. 土地を利用する投資案件における保証金制度の新設

2014年投資法は、プロジェクト実施のために土地の割当・賃貸・使用目的変更を受けた場合、1-3%の保証金を預託するとの新制度を設けた。^{xxiv}

(イ) 企業法

① ベトナム企業法の概要

現行の企業法^{xxv}は、2005年投資法と同様に、WTO加盟に先立ち、それまで国内の民間企業、国営企業、外資企業のそれぞれに別個の法律が適用されていた状況^{xxvi}を改め、企業に関する統一された法律として制定されたものである。

企業形態としては、2005年企業法・2014年企業法ともに、有限会社、株式会社、合名会社、私人企業がある^{xxvii}。国営企業^{xxviii}は、2005年企業法の下で、株式会社または一人有限会社に移行した。

② 主な改正点

i. 定款所定の事業範囲による制限の廃止

(a) 2005年企業法：定款および営業登録証明書に、企業の事業範囲が記載され、その範囲内でのみ事業を営むことが認められている（いわゆるUltra Vires

の法理)^{xxix}。

(b) 2014年企業法:企業の事業範囲は、定款に記載されるにとどまり^{xxx}、企業登録証明書には記載されないものとされ^{xxxi}、現行法の「営業登録証明書に記載された業種に従って活動すること」との企業の義務を定める条項が削除された。これにより、定款記載の事業範囲は、企業の権利能力を制限するものではなくなったものと解されている。^{xxxii}

ii. 社員総会・株主総会の多数決の引き下げ

(a) 2005年企業法:有限会社・株式会社とも、通常多数決は社員総会・株主総会出席者の65%以上、特別多数決は75%以上と規定され、定款により引き下げることはできないと解されている^{xxxiii}。ただし、WTO加盟時のベトナム政府の公約により、サービス分野を事業範囲とする内・外資合弁企業(製造業を事業範囲に含む企業を除く)についてのみ、定款に通常多数決を51%まで引き下げることを含む議決権割合についての規定を置くことが認められている。^{xxxiv}

(b) 2014年企業法:有限会社については、法定の議決権割合は現行法と同じであるが、定款により引き下げが可能とされた^{xxxv}。株式会社については、通常多数決が株主総会出席者の51%以上、特別多数決が65%以上に引き下げられた^{xxxvi}。ただし注意すべき点として、既存の会社定款に、通常多数決65%・特別多数決75%以上との規定が置かれている場合、定款の定める議決権割合が引き続き有効となるため、議決権割合を引き下げるためには、定款変更が必要である。

iii. 社債発行要件の緩和

(a) 2005年企業法:現行の規定は、株式会社にのみ社債の発行を認めている(有限会社は社債発行できない)が、株式会社が社債を発行するためには、直近3年間に発行した社債の元利および履行期の到来した債務を全て弁済することができたこと、および、直近3年間の税引後平均利潤率が発行予定社債の利率を上回っていること、の2つの要件を満たす必要があった^{xxxvii}。そのため、ベトナムでは社債の利用が低調であるとの指摘があった。

(b) 2014年企業法:2005年企業法の社債発行要件のうち、直近3年間の平均利潤率の要件を削除し、支払能力の要件のみとした^{xxxviii}。この改正によって、ベ

トナムにおける社債の発行が進むことが期待されている。

iv. その他の改正

(a) 法定代表者の人数の増加

① 2005年企業法:会社を対外的に代表する包括的権限を有する法定代表者は、1人のみ置くべきものとされ、複数代表は認められていない^{xxxix}。このため、企業が多数の拠点を持つ場合や、海外に事業展開している場合などには、複数代表を選択して欲しいとの要望があった。

② 2014年企業法:有限会社・株式会社とも複数の法定代表者を置くことができ、そのうち少なくとも一人はベトナムに居住することを要する。^{xl}

(b) 企業印鑑に関する新制度

① 2005年企業法:ベトナムには公印・私印を含む包括的な印鑑登録制度があり、企業印鑑もこの制度の一環として、厳格に管理されている。企業は所轄の警察署が発行・登録する印鑑のみ使用することができ、原則として個数は1個に限られ、必ず本店に保管するものとされている。^{xli}

② 2014年企業法:企業は、印鑑の内容・形態・個数および使用・保管方法を自ら決めることができ、また当局における登録は不要とされ、使用前に投資管理当局に対して企業印鑑の通知を行えば足りることとなった。^{xlii}

③ 投資家の負担増大につながる変更点

i. 投資登録証明書・企業登録証明書の2種の証明書の発行^{xliii}

(a) 2005年企業法:外国投資家がベトナムに新規に直接投資する場合には、投資法に基づいて投資証明書が発行されるが、2005年企業法では、投資証明書は企業法上の営業登録証明書としての効力も有しており、投資証明書が発行されれば、企業法上の営業登録証明書は不要であるとされている。^{xliiv}

(b) 2014年企業法:投資法に基づいて投資登録証明書が発行された場合、さらに企業法上の企業登録証明書の発行を受けることが必要となった^{xli v}。この新制度により、実際にどの程度の負担増となるかについては、今後の行政運用を注視する必要がある。

ii. 有限会社における定款資本の払込期間

(a) 2005年企業法:有限会社について、出資者

が引き受けた定款資本の払込は、会社設立時(営業証明書発行日)から3年以内に行うことができると規定されていた。これにより、大規模プロジェクトにおいては、事業の進捗状況に合わせて3年の間に随時出資を行うという機動的な出資が可能であったが、反面、資金力のないローカル企業が、営業登録証明書の発行を受けて、現実の出資を行わずに、そのプロジェクトを他の投資家に売却するといういわば「プロジェクト売買」が一部で行われるようになり、当局が問題視していた。

(b) 2014年企業法:定款資本の払込期間が、企業登録証明書発行日から90日以内に短縮され、払込期日までに払込みがなされない場合、現実の出資額に合わせて定款資本を減縮しなければならないものとされた。^{xvi}

(ウ) 不動産事業法

① ベトナム不動産事業法の概要

不動産事業法^{xvii}は、不動産事業(建物および土地使用権の開発、売買、賃貸)、不動産サービス業(仲介、鑑定、取引所、コンサルタント、競売、公告、管理)について、取引に対する規制および事業者の資格などについて定める法律である。

② 主な改正点

i. 外資不動産会社の事業範囲の拡張

(a) 2006年不動産事業法:外資不動産会社の事業範囲としては、販売・賃貸・割賦販売目的による住宅・建物の開発への投資、賃貸目的による土地改良・インフラ投資、不動産サービス業に限定されている^{xviii}。建物オーナーから一括で賃借し、テナントへ転貸するマスターリース事業は認められないものと解されており、外資への解禁が強く要望されていた。

(b) 2014年不動産事業法:住宅・住宅以外の建物のサブリース目的での賃貸が外資にも認められることが明記され^{xix}、外資不動産会社のマスターリース事業への途が開かれた。

ii. 不動産市場の適正化への取り組み

その他の改正点としては、不動産業を営む会社の最低資本金の引き上げ(6億ドンから20億ドンへ)、未完成不動産の販売に関する消費者保護規定、不動産取引業者の資格の厳格化など、不動産市場の適正化に向けた改正が行われた。

(エ) 住宅法

① ベトナム住宅法の概要

住宅法¹は、住宅所有権、住宅開発(一般の商業住宅のほか、公務員住宅、土地収用における再定住住宅)、低所得者向け社会住宅、共同住宅の管理、住宅取引(売買、賃貸借、抵当など)、外国人の住宅所有、住宅情報システムなど、極めて広範な分野についての基本的な制度を定める法律である。本稿では、外国籍の個人・外国組織の住宅所有の条件緩和に絞って、改正法の要点を紹介する。

② 主な改正点—外国人・外資企業の住宅所有

i. 外国籍の個人の住宅所有

(a) 取得要件

① 2005年住宅法・19号決議:外国籍の個人のうち、ベトナム国内で住宅を所有することができるのは、賃貸住宅開発プロジェクトへの投資ⁱⁱ以外は、一定の要件を満たす定住者(ベトナムへの投資家・投資企業の役員、ベトナム人の配偶者、国家功労者など)に限定されている。ⁱⁱⁱ

② 2014年住宅法:ベトナムに入国を許可された外国人は全てベトナムでの住宅所有が認められることとなった。ⁱⁱⁱ

(b) 取得できる住宅数

① 2005年住宅法・19号決議:外国人個人は集合住宅内の住居を1戸のみ所有することが認められた。

② 2014年住宅法:一棟の集合住宅の戸数の30%まで、一戸建ての場合は一町内で250戸までに制限された。^{iv}

(c) 存続期間および取得後の利用

① 2005年住宅法・19号決議:存続期間は50年、自己使用に限るものとされている。

② 2014年住宅法:存続期間は50年であるが、延長が可能となった。自己使用のほか、第三者への賃貸も可能となった。ただし、所轄機関に書面で事前に通知し、かつ納税義務を履行しなければならない^{iv}。

ii. 外資企業の住宅所有

(a) 取得要件

① 2005年住宅法・19号決議:投資法に基づいてベトナムにおいて活動する非不動産業の外資企業で、ベトナムの所轄当局から投資法上の投資証明書

等の発給を受けた企業であって、従業員用の住宅の購入を希望するものが対象とされている。^{lvii}

② 2014年住宅法:対象が、ベトナム投資法に基づいて設立された外資企業のほか、外国企業の支店、駐在事務所外国投資ファンド及びベトナムで活動する外国銀行の支店にも、ベトナムにおける活動を許可する書類が発行されていれば、住宅所有が認められた。^{lviii}

(b) 取得できる住宅数

外国籍の個人についての規定と同様である。

(c) 存続期間および取得後の利用

外国組織については、改正前・後とも、外国籍個人とは異なり、存続期間は企業の存続期間と同じとされ、延長は認められていない^{lviii}。また、改正前・後とも、自己使用目的(社宅用)に限定され、第三者への賃貸は認められていない。^{lix}

4. 今後の展望及び課題

(ア) 法律の施行と下位規範の制定

① ベトナムにおける従前の新法施行の実情

最近までベトナムでは、新しい法律が制定・施行されたにもかかわらず、施行ガイドラインを定める政令が制定されないため、実際の新法の運用に支障をきたすという状況が見られた。たとえば、2012年に改正された労働法^{lx}は2013年7月1日から施行されたが、その下位規範である政令・通達が同法施行以降に制定・施行されている。^{lxi}

② 今後の運用

これに対し、2013年土地法^{lxii}とその施行政令はいずれも2014年7月1日に施行されている。本稿で取り上げた4件の新しい法律については、本稿執筆現在(2015年6月)、政令は未だ制定されておらず、また公表されたドラフトも施行ガイドラインとしての明確さが十分ではなく、施行日以降の運用に不安が残る。

(イ) 行政当局による解釈・運用の効率化・透明化

① 問題点

ベトナムの法令が行政当局により解釈・運用される場合、法令に客観的に明確な要件が規定されていないため、行政当局の裁量が大きいため問題とされる。典型的な例として、2014年投資法は、外国投資家の

投資プロジェクトに対する投資登録証明書の発行の要件として、法定の添付書類の提出を規定するのみで^{lxiii}、どのような基準で発行の可否が判断されるのかについての規定を置いていない。これまでの運用を見ると、申請後の手続きにおいて、例えば、プロジェクトへの投資額に占める自己資本の割合が低い場合には、投資プロジェクトの縮小あるいは自己資本額の増加を検討するよう所轄当局から示唆されるなど、財務上の安定性までチェックしていると見られるが、これらもすべて所轄当局の裁量の範囲内であると位置づけられている。

② 今後の展望

従前指摘されてきた行政当局の裁量の問題については、本稿で取り上げた4件の新しい法律においても、抜本的な解決が図られたとはいえない。日系企業を含む外資企業は、商工会活動の重要な柱として、ベトナム政府が主催するVietnam Business Forumや、二国間の協議枠組み^{lxiv}等を通じて、ベトナム政府に対する法制度・行政活動の改善に関する提言を行っており、今後もベトナム政府に対する働きかけを継続していく必要がある。

ⁱベトナムの主な法律の日本語訳はJICA(日本国際協力機構)ウェブサイト「ベトナム六法」<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html>に掲載されている。本稿で取り上げた4件の新法のうち、投資法・企業法・住宅法は同サイトに日本語訳がある。

ⁱⁱベトナム政府ポータルには司法省の法令データベース<http://vbqappl.moj.gov.vn/>があり、一部の法令は英訳も掲載されているが、本稿の4件の新法は本稿執筆時未掲載である。

ⁱⁱⁱ法律No.67/2014/QH13、2014年11月26日国会承認、2015年7月1日施行(「2014年投資法」)

^{iv}法律No.68/2014/QH13、2014年11月26日国会承認、2015年7月1日施行(「2014年企業法」)

^v法律No.65/2014/QH13、2014年11月25日国会承認、2015年7月1日施行(「2014年住宅法」)

^{vi}法律No.66/2014/QH13、2014年11月25日国会承認、2015年7月1日施行(「2014年企業法」)

^{vii}法律No.58/2014/QH13、2014年11月20日国会承認、2016年1月1日施行、ただし、外国人の社保加入に関する

る規定は、2018年1月1日から施行される。

vii 2013年憲法7条、70条

viii 2001年から2010年における行政改革のマスタープログラムに関する首相決議No. 136/2001/QD-TTg

ix 2011年から2020年における行政改革のマスタープログラムに関する政府決議No. 30c/NQ-CP

x 国土交通省：不動産市場の開発販売状況及びその課題
<http://www.mlit.go.jp/common/001064544.pdf>

xi 以下、本稿執筆時点(2015年6月)に施行されている法令を「現行」と記載した。

xii 法律No.59/2005/QH11(「2005年投資法」)

xiii 法律No. 52-L/C TN/DT(「1996年外国投資法」)

xiv 法律No. 03/1998/QH10

xv 2014年投資法12条、15条2項、16条1項、17条1項、39条9項

xvi 2005年投資法21条・26条

xvii 2005年投資法50条

xviii 2014年投資法36条1項

xix 2014年投資法26条

xx 2005年投資法45条ないし49条

xxi 2014年投資法36条1項・2項

xxii 2005年投資法11条2項

xxiii 2014年投資法13条2項

xxiv 2014年投資法42条

xxv 法律No. 60/2005/QH11(「2005年企業法」)

xxvi 国内の民間企業には旧企業法No.13/1999/QH10、国営企業には国営企業法No.14/2003/QH11、外国企業・外資企業には1996年外国投資法が、それぞれ適用されている。

xxvii 2005年企業法1条、2014年企業法1条

xxviii 2005年企業法(4条22項)では国家が法定資本の50%以上を所有する企業をいうが、2014年企業法(4条8項)では、国家が法定資本の100%を所有する会社のみ「国営企業」に該当するものと変更された。国営企業の企業形態は、2005年企業法の下で、株式会社または一人有限会社に移行し(166条)、2014年企業法では、一人有限会社の特殊な形態(第4章)と規定されている。

xxix 2005年企業法9条1項・22条・25条5項

xxx 2014年企業法25条1項

xxxi 2014年企業法29条

xxxii 外資企業については、現行法と同様、投資法に基づく

投資登録証明書が発行され、新規事業を行うためには、事業開始前に、投資登録証明書の変更手続きが必要となるため、企業法の事業範囲に関する改正による影響は実際上ないといえる。

xxxiii 2005年企業法52条2項、104条3項・5項

xxxiv 国会決議No.71/2006/NQ-QH11附則、ベトナムのWTO加盟に関する作業部会報告(WT/ACC/VNM/48)

xxxv 2014年企業法60条3項・5項

xxxvi 2014年企業法144条2項

xxxvii 2005年企業法88条2項

xxxviii 2014年企業法127条2項

xxxix 2005年企業法46条・67条・74条・95条

xl 2014年企業法13条2項・3項

xli 政令No.36/2001/ND-CP、2005年企業法36条

xlii 2014年企業法44条

xliii 2005年投資法の「投資証明書」は、2014年投資法では「投資登録証明書」に、また、2005年企業法の「営業登録証明書」は2014年企業法では「企業登録証明書」に、それぞれ名称が変更されている。

xliv 2005年企業法20条

xlv 2014年企業法22条4項・23条4項

xlvi 2014年企業法48条2項・4項

xlvii 不動産事業法No.63/2006/QH11(「2006年不動産事業法」)

xlviii 2006年不動産事業法10条1項

xlix 2014年不動産事業法11条3項

l 現行法は、法律No.34/2009/QH11及び法律No.38/2009/QH12により改正された住宅に関する法律No.50/2005/QH11(「2005年住宅法」)であり、外国人の住宅所有に関しては、国会決議No.19/2008/QH12(「19号決議」)がある。

li 2005年住宅法125条

lii 国会決議No.19/2008/QH12、政令No.51/2009/ND-CP

liii 2014年住宅法159条1項

liv 2014年住宅法161条2項a

lv 2014年住宅法161条2項a

lvi 国会決議No 19/2008/QH12、2条5項、3条2項

lvii 2014年住宅法159条2項b、160条2項

lviii 19号国会決議4条2項、2014年住宅法161条2項d

lix 2014年住宅法162条2項b

lx 労働法No.10/2012/QH13

^{lxi}たとえば、外国人就労に関する政令No.102/2013/ND-CPは2013年9月5日制定、同年11月1日施行、同政令の施行に関する通達No.03/2014/BLDTBXHは2014年1月20日制定、同年3月10日施行

^{lxii}土地法No. 45/2013/QH13

^{lxiii}2014年投資法37条2項・33条1項は、原則として、a) 申請書、b) 外国投資家の企業登録証明書等、c) プロジェクト提案書、d) 外国投資家の直近2年分の財務報告書などの財務能力に関する資料、の提出が必要であるとする。

^{lxiv}日本とベトナムによる協議枠組みとして、日越共同イニシアティブが2003年から開始され、2014年末に第5フェーズが終了している。

<http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/Joint-Initiative-index.html>

執筆者氏名

小幡 葉子（おばた ようこ）

経 歴

1985年 東京大学法学部卒業

2002年 弁護士登録（東京弁護士会）

雨宮眞也法律事務所、法務省東京法務局訟務部門、JICAベトナム法・司法支援プロジェクト長期専門家等を経て、2013年からTMIハノイオフィスに常駐

執筆者氏名

小林 亮（こばやし りょう）

経 歴

2007年 東京大学法学部卒業

2010年 東京大学法科大学院修了

2011年 弁護士登録（第一東京弁護士会）

2012年TMI総合法律事務所入所後、2014年からTMIホーチミンオフィスに常駐

東南アジアの水環境問題と膜分離技術による 排水リサイクルの可能性

MRC Rensui Asia Pte. Ltd
Manager, Business Development
系永 貴範



1. はじめに

人口増加と生活環境の向上にともない今後も水需要は世界各地で拡大することが予想される。東南アジア地域においても経済成長により水需要の拡大が予想され都市部・工業団地での水不足がしばしば問題となっている。東南アジアの水問題は、水量の確保もさることながら下水道の普及率が低いことにより水源が汚染されている地域があり、発生源毎に水質の改善が求められている。膜分離技術は既存技術と比較して、省スペース・高品質な水が得られるので世界各地で採用が進んでいる。東南アジアにおいても膜分離技術を普及させられる可能性が高く、既にシンガポールでは海水淡水化や排水リサイクルに膜分離技術が導入されている。著者は2012年5月にシンガポールに赴任し、水処理膜販売を通じて東南アジアの都市や様々な工場を訪問した。本報では、東南アジアにおける水環境問題と膜分離型排水リサイクルの適用可能性について焦点をあてる。

2. 東南アジアの水環境問題

東南アジアは高温多湿で世界平均よりも降水量が多い。しかしながら、雨季には洪水被害、乾季には水不足と量的問題が顕在化している。洪水に関しては、雨水を排除する大規模なインフラ投資が必要であるが資金難や地域的特性により時間を要するため、ソフト面での被害軽減策が求められる。乾季の水不足には湖沼・地下水などが水源として活用されているが、一部地域では湖沼に十分な水量の蓄えがなく、大都市地域では地下水の取水制限もある(例えばバンコク、ジャカルタなど)。また、乾季では水使用量の削減努力に加えて、一度使用した水を再利用する排水リサイクルの必要性が東南アジアの都市部・工業団地において高まっている。まずは、水使用量の多い施設、例えば工場、商業施設、ホテル、病院などから排水リサイクルの運用可能性があると考えられる。

東南アジアの水環境問題は当然ながら一括に取り扱うことが出来ず国毎に課題がある。例えばシンガポールは、マレーシアから多くの水を輸入しているが政府間合意が終了する2060年までに自国の水供給と消費のバランスをとるべく課題解決に取り組んでいる。シンガポールは世界平均よりも多くの雨が国土に降り注ぐが、降った雨は国土にとどめることができず海に流れてしまう。シンガポール政府が着目している水源は、海水淡水化や後述する排水リサイクルの再生水(NEWater)であり、水処理エンジ・素材メーカーを積極的に誘致し、水コストを下げるべく研究開

発から実証試験まで政府がサポートしている。

シンガポールのように高い生活水準の国では、水道料金・下水道料金から上下水道のインフラ整備を実施できるが、他の東南アジア地域では、資金難から十分なインフラ整備が行われていない。一部ODAなどの援助でインフラ整備が行われているが、主に生活排水を処理する下水道の普及率は、シンガポール・マレーシア以外では50%を下回る。そのため未処理の生活排水が河川や地下水へ流れ込み、水資源の汚染原因となっている。東南アジアの大都市を流れる小さな河川では、大量の生活排水が河川へ流れ込み、河川底部にはヘドロが形成され悪臭を漂わせている。このような地域では、水系感染症のリスクも高いことが予想される。

東南アジアの都市部や各種工場では、河川や湖沼の水質改善のため、放流基準を順守することが求められているが、コンプライアンスに厳しい日系・外資系企業を除くと資金のある産業界でも放流基準を満たせていない工場が稼働している。まずは、水使用量の多い施設、工場・病院・ホテル・ショッピングモールを対象として個別に排水を適正に処理する必要がある。しかしながら敷地制約が多い都市部において、これまでの排水処理方式では放流基準を満足するための土地を十分に確保できない場合が多い。また、古くからある工場では、生産能力増強が行われてきたが、併せて排水処理の能力増強も必要なケースが多く、生産設備に優先して土地が利用されているため排水処理設備を拡張するスペースが工場内にない。今後、工場・ホテルなどの分散型の排水処理に求められる要件は、省スペース、排水リサイクルがキーワードとして挙げられ、膜分離技術が課題解決の可能性を秘めている。

3. 膜分離技術

分離とは、気体・液体・固体の混合物から必要とする成分を純粋に近い形で分離するプロセスである。膜分離技術は、選択透過性のある各種膜を用いて、混合物から目的とする成分を分離精製する技術である。水系における膜分離技術は、これまでの分離技術である蒸発・イオン交換・沈殿・ろ過などの代替技術であり、膜のコスト低減とプロセスの最適化により既存技術からの置き換えが世界各地で進んでいる。

水処理分野に使用される膜分離(図-1)は、細孔の小さい順に逆浸透(Reverse osmosis, RO)、ナノろ過(Nano filtration, NF)、限外ろ過(Ultra Filtration, UF)、精密ろ過(Micro Filtration, MF)の4つに大別される。RO膜は塩分などの低分子領域の物質を分離することができ、NF膜は低分子有機物、例えば色度成分の除去、UF膜は高分子有機物、例えばタンパク質などの除去、MF膜は除菌フィルターとして各種産業で用いられている。水処理用途では濁質除去の観点からUF膜とMF膜の機能に大きな差異はない。膜材質は有機・無機の両方上市され、RO膜はポリアミド系の樹脂、UF/MF膜は耐薬品性のあるフッ素系樹脂が原料の主流であり、無機に関してはUF/MF膜の分野で物理強度が高いセラミック膜の実用化も進んでいる。膜の形状は大別して、シート状の平膜と糸状の中空糸膜に分けられる。RO膜は、平膜を海苔巻のように巻き上げたスパイラル構造をした円筒の膜や中空糸膜が用いられている。浄水分野では中空糸型のUF膜とMF膜、排水分野には平膜・中空糸膜のUF膜とMF膜が主に用いられている。

これらの膜は、欧米・日本の化学・繊維メーカーから市場に供給され、最近では桁外れな市場規模を誇る中国から新興膜メーカーが東南アジア地域に攻勢を仕掛けている。現状では中国膜の性能は欧米や日系のメーカーと比べて見劣りするが数年後には品質も向上し、さらなる競争激化が予想される。日系メーカーが市場で生き残るには、

価格も含めた膜性能向上のみならず、プラスアルファ技術・商材の組み合わせなど市場にマッチした付加価値の高い製品・技術の提供が必要である。

シンガポールでは海水淡水化やNEWaterプラントの前処理にUF膜やMF膜、後段にRO膜が用いられている。RO膜はどちらかと言えば繊細な膜であるため、薬品洗浄の頻度を下げる目的で前処理に砂ろ過やUF/MF膜による膜分離が用いられる。シンガポールの下水処理設備は水再生プラントと呼ばれ、後述する膜分離活性汚泥法が導入されており、UF/MF膜を通した処理水がNEWaterプラントへの供給水、あるいは工業用水として利用されている。

海水淡水化や排水リサイクルの技術は、それぞれに一長一短あり海水淡水化技術を他の東南アジア地域に適用する場合、造水コストが高いため、水価格が著しく高い離島を除くと採算が合わない。また、海水を真水と濃縮された海水に分けるため、塩分濃度の高い濃縮された海水を放流する際には、環境・漁業面への影響など細心の注意が必要である。一方、排水リサイクルは、海水淡水化と比べて水コストが安く、処理方式によっては飲料水よりも高い品質の水を供給することができる。しかし、排水を原水としていることから悪いイメージや宗教的な面から、生活用水として人々から受け入れがたいことが予想される。現状、排水リサイクルはたとえば修景水やトイレのフラッシング水などの非飲用系へ適用可能であり、産業用途のハイグレード向けにはプロセス水、ボイラー、冷却塔などへ適用可能であり膜分離技術の普及が期待される。

4. 膜分離活性汚泥法

およそ100年間、生活系・産業系問わず有機物を含む排水を処理する際には、大部分が微生物・細菌を用いた活性汚泥法と呼ばれる処理が用いられてきた。活性汚泥法は、図-2のように微生物槽と沈殿槽から構成され、微生物槽では排水に含まれる有機物・窒素などが細菌のエサとなり消費される過程で排水が浄化される。この微生物・細菌の塊を活性のある汚泥と表現し、続いて沈殿槽にて重力沈降により活性汚泥を沈降分離させ、その上澄みが処理水として得られる。この処理方式では、沈殿槽の管理が十分行き届いていない場合や工場の増強などにより排水の有機物負荷が設計値より高い場合において、汚泥が沈殿槽で完全に分離されず一部が処理水に混入し、水質が悪化するケースが見受けられる。

膜分離活性汚泥法は沈殿槽の代替に膜を用いて、汚泥と水とを分離する方式である。図-3のように膜の表面には無数の微細孔が開いており、汚泥中の微生物などが膜表面で阻止され、大腸菌や濁質成分を全く含まない高品質の水が得られる。また、活性汚泥法では重力沈殿の限界から、微生物槽の細菌濃度を上げることができない。一方、膜分離活性汚泥法では、膜孔径が細菌より小さいため、2-3倍程度、高濃度に細菌を微生物槽に保持することが可能であり、その分、微生物槽をコンパクトに設計することができる。さらに沈殿槽は処理に時間を要するが、膜分離は短時間で処理水と汚泥を分離することができ、活性汚泥法と比較して50%以上の省スペース化が可能である。

膜分離活性汚泥法では、大腸菌や濁質成分を全く含まない処理水が得られるため、ガーデニングやトイレの洗浄水に直接再利用可能である。さらには後段にRO膜を組み合わせることによって、純水に近い水が得られ、シンガポールのNEWaterプラントにも導入が期待されている。特に産業分野では、再生水が純水製造の原水、冷却塔、ボイラーなどへ利用可能であり、排水処理

と再利用が同時に可能である膜分離活性汚泥法とROの組み合わせは今後ますます需要が拡大すると予想する。

5. 東南アジアにおける膜分離活性汚泥法のケーススタディ

①シンガポールでの膜分離活性汚泥法の事例
シンガポールで採用されている膜分離活性汚泥法は、公共案件と産業排水に分けられる。公共案件は政府主導で進められ、生活排水・各種工場・商業施設などの都市の排水処理を担っており、チャンギ、ウルパンダン、ジュロンの水再生プラントに膜分離活性汚泥法が導入されている。シンガポールにおける膜分離活性汚泥法の普及率は、2015年現在排水処理のうちの10%以下程度である。膜分離活性汚泥法の処理水は、再利用水として工場やNEWater施設への供給水として使用されている。現在のNEWaterプラントには大部分、活性汚泥法の処理水が供給されており、NEWaterプラントではUF/MF膜とRO膜が使用されている(最後に紫外線殺菌)。将来のNEWaterプラントは膜分離活性汚泥法とRO膜を組み合わせたシンプルなプロセスとなる可能性が高く、西部に膜分離活性汚泥法を使用した大規模な水再生プラントの建設計画がある。産業排水についてはジュロン島の工場やシンガポール島内の工場で膜分離活性汚泥法が稼働している。シンガポールのような土地価格が非常に高いケースにおいて、投資コストを抑えるため省スペース型の膜分離活性汚泥法が有効である。

②ミャンマーのコンドミニアム向け膜分離活性汚泥法

ヤンゴン郊外には外資系の高級コンドミニアムが多数建設されている。コンドミニアムには排水処理として活性汚泥法が導入されていたが、コンドミニアム増設にともない排水量が2倍に増大し、排水処理設備の拡張が必要となった。運営会社には①既設と同等の活性汚泥処理設備を建設

する、②既設の活性汚泥法を膜分離活性汚泥法に改造する二つの選択肢があった。試算した結果、②のケースでは、土木工事・拡張用の土地が不要であり、膜を既設の微生物槽に浸漬させる機械工事のみで処理水を2倍に増やすことができ、コストメリットがある膜分離活性汚泥法の導入が決まった。通常、ヤンゴン市内は地下水資源が豊富にあるが、この地域は海に面しているため十分に地下水を利用できない。現在、膜分離活性汚泥法の処理水はコンドミニアムが所有するゴルフ場や緑地へのガーデニングに再利用されている。

③ベトナムのホテル向け膜分離活性汚泥法

ホーチミン市に2007年以前に建設されたホテルには、厳しい放流基準が適用されていなかった。ホテルには汚水を貯留するタンクと腐敗槽とよばれるタンクのみでほとんど未処理で放流されていた。2008年に排水の放流基準が改定され日本と同等、あるいはそれ以上の水質項目の基準値が設けられた。放流基準順守に一定の期間を与えられた某ホテルは地下駐車場の一部を排水処理に充てようと考えていたが、基準値を満たすためには、活性汚泥法では非常に多くの土地が必要となった。2009年にホテル側は地下駐車場の一部を活用して膜分離活性汚泥法の導入を決定した。膜分離活性汚泥法の稼働後、放流基準値をはるかに下回る高品質な処理水が得られたため、その処理水をトイレのフラッシングやガーデニングに使用し、水使用量の大幅な削減につながった。このホテルでは、排水リサイクルの結果、水道料金が節約でき、膜分離活性汚泥法の導入コストを3年で回収できた。

6. おわりに

東南アジアは今後も成長が期待される経済圏であり、水需要も増大すると予想される。大都市の水量水質の確保には、大型のインフラ投資が必要であり、また既存の工場や商業施設向けには分散型の排水リサイクルを備えた水処理設備が望ましい。膜分離技術は、浄水・排水問わず、省スペース、高品質な水質、自動運転など既存法と比べて利点が多く、都市部や工業団地での排水リサイクルに適している。特に膜分離活性汚泥法は単なる排水処理に留まらず、排水から水資源を造り出すことができる技術である。膜分離の心臓部である膜を製造するメーカーは、欧米・日系問わずマーケットの開拓に凌ぎを削ってきたが、今後は台頭する中国メーカーとの競争も激化する。日本の製品・技術は、高品質である一方、東南アジアでは価格が高く折り合いがつかないケースも見受けられる。事業拡大には市場に適應する製品・技術を適正価格で供給できる体制構築が重要であり、体制構築には人の順応さらには事業の現地化が必須であると考えられる。

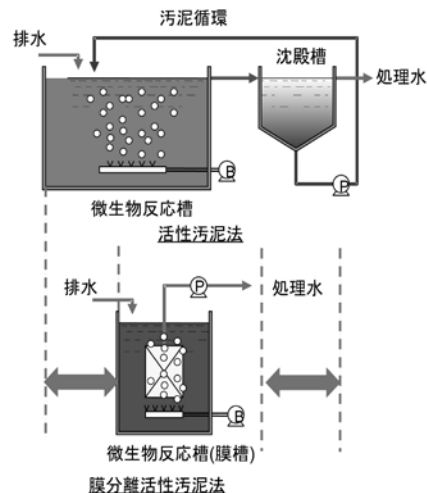


図-2 活性汚泥法と膜分離活性汚泥法

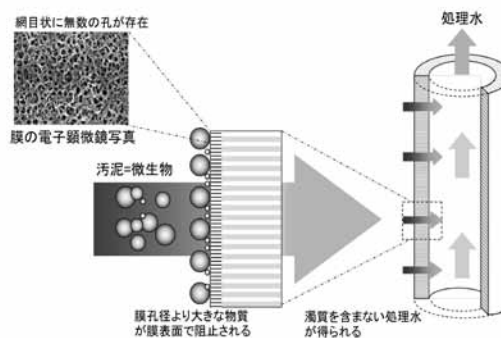


図-3 中空糸膜の分離メカニズム

サイズ	除去対象物質	分離膜の種類と工業用ニーズ
イオン状態 分子領域	0.1nm H ₂ O Na ⁺ Ca ²⁺ 0.2nm Cl ⁻ OH ⁻ 0.5nm グルタミン酸 スクロース	RO 海水淡水化 超純水/純水
コロイド領域 高分子領域	2nm リゾチーム 5nm 血清アルブミン 0.01 μm γグロブリン 0.02 μm 小児麻疹ウイルス 0.05 μm 日本脳炎ウイルス 0.1 μm シュードモナス デイミニュータ 0.2 μm ラテックス粒子 0.5 μm コレラ菌	ナノろ過 NF 分子状物質の除去 色度除去 限外ろ過 UF プロセスウオーター 食品/飲料産業 各種ラボ試験用 膜分離活性汚泥法 飲料水向け ROの前処理 精密ろ過 MF
粒子物質	1 μm 腸チフス 2 μm 大腸菌 5 μm ブドウ球菌 クリプトスポリジウム 10 μm ジアルジア エキノコックス	活性汚泥法 凝集沈殿 沈殿法

図-1 分離膜の種類と除去対象物質のサイズ

執筆者氏名

糸永 貴範 (いとなが たかのり)

経歴

1976年大分県生まれ。2004年北海道大学大学院博士課程学位取得、2004年三菱レイヨン入社、2012年5月MRC Rensui Asia社に就任。趣味は読書と食べ歩き。

JCCI 6月イベント写真

5月25日

ケミカル会・第二工業部会共催
「デュポンに学ぶプラント運営セミナー」



5月29日

観光・流通・サービス部会
新任者・新加盟企業歓迎会



6月5日

第1工業部会懇親ゴルフ



6月8日

理事会



西尾幸恭様



河原畑敏幸様



林裕之様

6月22日

**ケミカル会・第二工業部会共催
6月度講演会・懇親会**



6月23日

**観光・流通・サービス部会
懇親ゴルフ**



6月18日 第1・2・3工業部会共催 工業部会合同懇親会





第538回理事会 議事録

日 時：2015年4月14日（火） 12：15～13：15

場 所：日本人会 2階 ボールルーム

出席者：大谷会頭、小西、今枝、関、村上副会頭、佐々木、森崎、岡田、大野、高橋運営担当理事、福永、赤松、河原畑、出口、高橋（健）、萩原、江川、深谷、藤田、加藤、渡辺、西尾、松浦、鈴木理事、今井監事、堤、多胡、長谷部参与、長尾事務局長

計28名

大谷会頭が議長となって開会した。

議 事：

1. 前回（第537回）議事録承認

大谷会頭が前回（第537回）の議事録について諮ったところ、異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 理事の帰国・異動等に伴う後任理事の選任について

大谷会頭より、川口、結城、二瓶、立元、末延、大竹各理事の帰任、異動に伴い、それぞれ江川和宏氏（東南アジア新日鉄住金）、松浦正治氏（東京海上シンガポール）、赤松真生氏（IHIアジアパシフィック）、高橋尚裕氏（住友化学アジアパシフィック）、筑本学氏（三菱化学シンガポール）、小澤仁司氏（横河エレクトリックアジア）、を後任理事として選任することが提案され、理事に諮られたところ異議なく承認された。

※その後、今回がはじめての理事会参加となる理事メンバーから一言ずつ挨拶があった。

(2) 2014年活動方針について

大谷会頭より、2015年度の会議所活動を「多様化する企業ニーズに対応する事業活動の追及」を基本方針としてすすめていく旨説明があった。特に今後は日・シンガポール交流50周年、AEC発足など周年事業が多くあたることから、それらの準備態勢を整えることも重要であるとの補足があった。理事に諮られたところ異議なく承認された。

(3) 2015年理事の担当職務分担（案）について

長尾事務局長より、正副会頭、運営担当理事、各委員会について説明があった。その上で各理事の担当職務について提案され、運営担当理事会メンバー案、各委員会委員長案に関しまず諮られたところ異議なく承認された。その他の分担について異存のある場合は次回理事会までに事務局に連絡することとなった。

(4) 2015年監事・顧問・参与の委嘱について（案）

大谷会頭より、2015年度の監事として、林（裕）氏（シンガポール味の素社）、今井氏（日経アジア社）、参与として堤公使（日本国大使館）、多胡一等書記官（日本国大使館）、長谷部所長（ジェトロシンガポール）に委嘱したい旨の提案があり、理事に諮られたところ異議なく承認された。

(5) 入退会について

長尾事務局長より、2法人会員、2個人会員の退会申請、10法人会員、1個人会員の入会申請があった旨説明され、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員735社、個人会員94名、計829会員となった。

3. 報告事項

(1) 会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について

大谷会頭から以下の事業、会合等の報告があった。

3月17日の年次総会、3月28日にはリークアンユー氏への弔意式典が開催された旨の報告があった。

(2) 部会・委員会からの報告

長尾事務局長より、2015年の賃金調査が4月1日より開始された旨の報告と協力依頼があった。

(3) 大使館並びにジェトロからの報告・連絡事項

大使館の堤参与より、2014年10月1日付の在留邦人数が35,982人となり、前回調査から5,000人近くの増加となった旨、報告された。

ジェトロの長谷部参与より、3月に実施された九州経済連合会の農水産物展示会において、100名以上のバイヤーを集めることが出来、無事実施されたことが報告された。九経連の麻生会長はシンガポールに産直市場を作ることを検討しており、Cold Storageとのつながりを利用した企画を考えているとのことが報告された。

(4) その他

長尾事務局長より、4月中旬に緊急連絡網訓練が実施される旨、またアセアン事務局対話要望書の順部を進めている旨の報告があった。

大谷会頭より、SJ50に向けた事業アイデアがあれば、ぜひお聞かせいただきたい、と理事メンバーに声掛けがなされた。

※今回を持って帰任・異動となる福永理事から挨拶があった

以 上

JCCI Singapore Foundation

2014年度 寄付先団体・
奨学生 インタビュー

連載第6回:
Singapore Symphony
Orchestra and
NUS Lee Kuan Yew School
of Public Policy

INTERVIEW: JCCI SINGAPORE FOUNDATION 2014 RECIPIENTS

NO6: JULY, 2015

シンガポール日本商工会議所基金「2014年度募金」より、寄付金授与が決まった11の団体と留学生達の素顔を会員の皆様に幅広くご紹介すべく、月報2月号より始まった当連載。第6回目はシンガポール交響楽団と、リー・クアンユー公共政策大学院の2団体にインタビューを行いました。

Singapore Symphony Orchestra (SSO)

1979年に設立された、プロフェッショナルの交響楽団。世界公演も数多く行っている。

1. What brought about the inauguration of Singapore Symphony Orchestra (SSO) in 1979?

The Singapore Symphony Orchestra was set up with the vision and support of former Deputy Prime Minister Dr Goh Keng Swee, so that Singapore would have a professional orchestra to contribute to the cultural development of Singapore as a cosmopolitan city state.

2. When and with whom did SSO have the first concert/collaboration with Japanese musician?

Amongst the first Japanese musicians who performed with the SSO in the 80s was violinist Takako Nishizaki, who also recorded with the orchestra the perennial Chinese favourite "The Butterfly Lovers' Concerto". Also in the early 80s, the SSO's live concerts were recorded by sound engineers from the NHK who generously shared their recording expertise with the technicians in the Singapore Broadcasting Corporation.

3. In SSO's recent Gala Concert on 4 April 2015 featuring Japanese Superstar Violinist, Midori, how it had benefited SSO musicians through this cultural exchange?

Midori is an international star violinist, and her appearance in Singapore has always been a treat to the local audience. The poise and elegance in her playing, together with her dazzling virtuosity are truly inspiring to Singaporean violinists.

4. How will SSO continue to foster closer musical ties between Japan and Singapore?

The SSO with the support of JCCI has had a very fruitful collaboration with Japanese musicians and the Tokyo Metropolitan Symphony Orchestra. We see Japan as an important centre of musical excellence, and will continue to explore performing and exchange opportunities with Japanese musicians in the coming concert seasons.



Left photo:
Mr. Okko Kamu
(conductor) and
Ms. Midori Goto
(violin) at SSO
concert "Gala:
Midori" on 4 April

NUS Lee Kuan Yew School of Public Policy

2004年に設立されたシンガポール国立大学の大学院。公共政策を学び、アジアでの教育や研究を推進し、リーダーシップを持った人材の育成を目的としている。



1. What is the mission and vision of NUS Lee Kuan Yew School of Public Policy (LKYSPP)?

The Lee Kuan Yew School of Public Policy, or LKYSPP, is an autonomous postgraduate school of the National University of Singapore. It was established in 2004 with the mission of educating and training the next generation of Asian policymakers and leaders. Its objectives are to raise the standards of governance throughout the region, improve the lives of the region's people and, in so doing, contribute to the transformation of Asia. Throughout Asia, the demand for a first-rate public policy education is growing. Currently, the School offers one PhD and three Masters programmes: the Master in Public Policy; Master in Public Administration; Master in Public Management; and Doctor of Philosophy. They also stand out for their emphasis on the public policy experiences of Asian countries and the critical challenges facing them. Students are coming from all over the world, mainly from Asia.

2. What had brought about the first "Japan Study Trip" by LKYSPP which started since year 2011?

Japan Study Trip project has been organised by a voluntary student group of LKYSPP every year. This project started 5 years ago. In 2011, a Japanese student hit upon an idea to bring his classmates to Japan for study purpose. He was worried that Japan's presence in the academic sphere appeared to be diminished by emerging power of the other countries of Asia, therefore planned the project to share Japanese knowledge and experiences of public and private sectors with other countries and to demonstrate unique and attractive traditions and cultures of Japan. The school also approved his plan and thus the first round of Japan Study Trip was carried out. Since then LKYSPP has been organizing this Japan Study Trip for

consecutive five years, and this project has become one of the regular events of LKYSPP with high reputation.

There are some reasons why we could have continued Japan Study Trip for long, but, among other things, it is mostly because of enormous support from sponsors and collaborators such as JCCI, the Japan Foundation, the University of Tokyo and a number of members of parliament in Japan. Without assistance of these supporters, it was impossible for us to develop the initial trip to a big event of LKYSPP.

3. For the past 5 years, how has the "Japan Study Trip" been achieving its objectives that are in keeping with LKYSPP's mission and vision?

Japan Study Trip has provided various opportunities to LKYSPP students to consider the recent policy issues surrounding Japan. Through lectures and discussions with stakeholders involved in public policy in Japan such as central and local governments and private companies, the trip has promoted mutual understandings and international exchanges of individuals and organizations in Asian countries and Japan. In this way, prospective LKYSPP students cultivated the sense of policy making in the real world and turned their eyes onto relationships between Japan and their home countries. Moreover, as some of the students seek to find a job or start business in Singapore, encounters with Japanese business persons in this trip can become a foothold for them to launch collaborative works in the future. Hence we believe that our Japan Study Trip contributes to training young leaders of future generation and enhances vital interaction between Japan and the other Asian countries in terms of both public and private sector developments.

4. What was the main scope of study for the trip in February 2015?

Japan Study Trip in 2015 aimed to provide the opportunities to see the real situation and the profound knowledge about two themes –“Growth Strategy of Japan” and “Reconstruction from the Great East Japan Earthquake”- to students and teachers of LKYSPP by visiting Japan.

In order for participants to understand Japan’s growth strategy, the trip participants visited stakeholders in different levels (central and local governments, private sectors and civil societies) and had opportunities to discuss with them what is going on for boosting the economic growth.

The participants also investigated the reconstruction of Tohoku area which is the topic focused in Japan Trip since the great earthquake had occurred. It was expected that participants could understand how the people in Tohoku struggle to recover from the damage of earthquake and what the public sector can do for the reconstruction.

5. In what ways have the students benefited from the recent trip?

Participants of the trip learnt the recent policy issues of Japan as well as experiencing Japanese history, tradition and culture both in metropolis of Tokyo and local prefectures such as Miyagi and Nagano. In Tokyo part, the participants had a lot of opportunities to discuss recent policy issues in Japan and Asia. Sessions with policy practitioners from both public and private sectors enriched profound insight into policy problems and possible solutions we all have in common as a citizen of Asian region. These opportunities were also beneficial to build networks between prospective Asian students and Japanese politicians, business persons and public officers. The networks incubated in this study trip will be an indispensable asset for both Japan and the other Asian counties in the future.

Moreover, the trip participants also visited rural areas other than Tokyo. Although the students already knew that Japan is the third largest economic giant in the world and high-tech products exported to their home counties, this trip was the first experience for most of them to stay in local places in Japan and touch values of those areas. In Kesennuma city, the participants came to know strong sense of belonging to community and indigenous motivation for recovery. In Nagano, especially through homestay in the houses of local

citizens, the participants touched the heart of Japanese and real way of living of the people.

All in all, this study trip was very fruitful not only for participants but also for Japanese people who joined our sessions. It was admirable for Japan Study Trip committee members that some participants told us they hope to get a job and start working in Japan someday in the future.

We all really appreciate JCCI for giving us fund support to Japan Study Trip 2015. We could not achieve our project without your huge contribution. Thank you very much and we wish JCCI many more successful years.



a) Photo of the previous page: Policy discussion at the University of Tokyo

b) Top photo of this page: Session with CEOs of SMEs in Tokyo

c) Middle photo of this page: Japan Study Trip 5th Anniversary party with MPs at Gakushi-kaikan

d) Bottom photo of this page: Traditional Yoisa dance in Saku-city, Nagano

《日本シンガポール協会のイベントをご紹介します》

1. 「第23回 懇親ゴルフ大会」を開催しました

春・秋の年2回開催の懇親ゴルフ大会を、2015年3月4日（水）に神奈川県の本厚木カンツリークラブにて開催しました。参加者は42名で、チン・シアットユーン大使、ウィリアム・タン首席公使、コリン・コー公使にもご参加いただきました。前日深夜から早朝にかけて小雨が降りましたが、ティーオフの頃には薄日が差し始め後半のラウンドでは青空の下、紅梅白梅の咲き誇るコースを楽しみながら全員完走しました。シンガポール大使館からタイガービールやシンガポールグッズの賞品をご提供いただき、シンガポール航空からは日本～シンガポール間の 往復航空券、協賛の企業や協会役員からも多数賞品をご提供いただきパーティも盛り上がりました。



チン大使(右から二人め)にもご参加いただきました



優勝の藤田一字さん(左)

2. JCCI 派遣留学生 リム・フイミンさんが事務局をご来訪されました

2014年9月9日に来日された リム・フイミンさん (Ms. Hui Min LIM) さんは、大分県のAPU (立命館アジア太平洋大学) で留学生活を送られています。春休みを利用して上京されたのを機に、2015年3月13日に事務局をご来訪されました。今回の旅行では、広島・神戸・京都・東京の各地を訪れ、名所旧跡や食事を愉しまれています。日本のレストランやコンビニ店の店員の丁寧な挨拶や行き届いたサービスが特に気に入っているそうです。また、



神戸では携帯電話を置き忘れたことに気づき、2時間後に戻ってきたらその場にあったことに感激した、などエピソードを聞かせてくれました。寒さは少し苦手ということですが、郊外に行くと田園風景広がる別荘での生活を楽しまれ、今年7月末までの留学期間中に見聞を広めていただきたいものです。皆さんもあたたかいエールをお願いします。

はい、こちらは「日本シンガポール協会」です！

「日本シンガポール協会」は1971年の設立以来、「シンガポール日本商工会議所(JCCI)」とも密接に連携し、日本とシンガポールとの経済協力、文化交流を深めるための活動をボランティア・ベースで行っています。シンガポールとの関係、交流を深めるため、ご帰国されましたら、あるいは今から協会の活動にご参加されませんか。ご入会を心からお待ちしております。連絡先は下記のとおりです。(2013年1月に、事務所は港区赤坂より港区芝に引っ越ししました)



一般社団法人 日本シンガポール協会

〒108-0014 東京都港区芝 4-7-6 芝ビルディング 308

電話: 03-6435-3600 FAX: 03-6435-3602

E-mail: singaaso@singaaso.or.jp

ホームページ: <http://www.singaaso.or.jp/>

シンガポール日本商工会議所
事務局便り



《 6月度 活動報告 》

**ケミカル会・第二工業部会共催「デュポンに学ぶプラント運営セミナー：
安全性向上や効率化を実現するソフトアプローチを用いた先端ソリューション」**

5月25日（月）、米化学企業のデュポン社から講師をお招きし、プラント運営における安全面や効率化の向上に関するセミナーを開催しました。全部員が参加可能なセミナーであった為、化学系企業に限らず幅広い業種より計38名の方にご参加いただきました。セミナー後は懇親会も開催し、参加者同士や講師との交流を深める良い機会となりました。

観光・流通・サービス部会 新任者・新加盟企業歓迎会

5月29日、Lee Kui(Ah Hoi)Restaurantにて昨年同様歓迎会を行い、48名の部会員の皆様にご参加いただきました。ちょうど春から赴任となった方も多く、新旧部会員の親睦を深める良い機会となりました。最後は、6月末にて帰任されるシンガポール味の素の林監事と日本航空の河原畑理事からもご挨拶いただき、これまで部会長・副部会長として当部会を率いていただいたお二人に、参加者より惜しめない拍手が送られました。

第1・2・3工業部会共催「工業部会合同懇親会」

6月18日（木）に、工業部会合同の懇親会を開催しました。当日は40名を越える会員の皆様にご参加を頂き、新任者・新規ご入会企業様だけではなく、旧来の会員の皆様にも、業界を超えた交流を頂きました。部会長によるくじ引きで6名の方に簡単な自己紹介を頂くなど、アットホームな雰囲気でも盛り上がりしました。

《 2015年7月 行事予定 》



開催日	開催区分	イベント名	時間・場所
7月1日（水）	部会	第3工業部会、金融・保険部会、 貿易部会、運輸・通信部会合同講演会 “Cyber Security” - from Helpdesk concerns to Board Room concerns	11:00-14:00 日本人会
7月10日（金）	会員サービス 委員会	会員勉強会 JCCI Workshop Understand the True Heart of Japanese Managers	13:00-17:00 TKP Conference Center
7月11日（土）	部会	貿易部会/運輸・通信部会懇親ゴルフ	8:00-15:00 Laguna National Golf and Country Club
7月14日（火）	理事会	7月度運営担当理事会 第541回理事会	11:30-12:14 12:15-14:00 日本人会
7月14日（火）	会員サービス 委員会	7月度会員講演会 「ライフプランニング・相続」	16:00-18:00 日本人会
7月23日（木）	会員サービス 委員会	会員勉強会 「半日で分かる！シンガポールにおける採用の手続き&従業員税 務の基礎「まるわかり」講座」	13:00-17:00 Maxwell Chambers
7月25日（土）	部会	金融・保険部会懇親ゴルフ	8:00-15:00 Laguna National Golf and Country Club

月報

July, 2015



(左：國井様、右：竹腰様)

<編集後記>

東南アジア地域の友好、理解、平和と、オリンピック・ムーブメントの振興を目的として開催される、スポーツの祭典「SEA Games 2015」が2015年6月5日から16日までシンガポールで開催されています。28回目となる今大会の舞台は、この夏に独立50周年を迎えるシンガポールです。

シンガポールでの開催は、1973年、1983年、1993年に続き今回で4回目となります。日本ではあまりなじみの無いこの大会ですが、街中では各国の国名が入ったジャージを着た選手やコーチ、関係者の姿をたくさんみかけますし、この大会に合わせてシンガポールを訪問する観光客も多く、開催期間中はホテル予約が難しくなるほどの盛り上がりです。

大会は東南アジアの国11カ国から凡そ7000名の選手が参加し、36種の競技、全402種目から構成されますが、私はその中でも猫ひろしさんがカンボジア代表として参加するマラソン、熱狂的なファンが多いサッカーの他、東南アジア大会ならではの競技、「ドラゴンボート」に注目しています。

さて月報7月号は、シンガポールや東南アジアのテーマを集めた特集記事4本と、「化学」をテーマにした業界プラス1からなる合計5本の記事を掲載させていただきました。お忙しいスケジュールの合間を縫ってご執筆くださった皆様に、この場をお借りして、心からお礼申し上げます。

(三菱化学シンガポール 國井大輔)

<7月号担当 広報委員紹介>

○名前 國井 大輔
○出身 大阪府門真市
○在星歴 2012年3月より3年3ヶ月
○会社名 三菱化学シンガポール
○仕事内容 人事
○趣味 サッカー（シンガポール人のチームで毎週日曜日プレイ）、マラソン（2012年、2014年シンガポールマラソン参加）
○シンガポールのお気に入り
RiverValley沿いをRunningすること、夕暮れ時に外で冷たいビールを飲むこと、Rooftop Barからの夜景、暑い中サッカーをした後100plusのRedBull割りを飲むこと、ムスタファセンター、Botanic Garden、会社近くのバクテー、Steam Boat、Roti Prata、Fish Head Curry
○月報読者の皆様へ
普段皆さんが疑問に思っていること、知りたいと思っていることにお答え出来るような編集を心掛けたいと考えています。

○名前：竹腰 雄二
○在星歴：2011年2月より4年4ヶ月
○会社名：三菱東京UFJ銀行
○仕事内容：産業調査
○趣味：旅行（連休毎に周辺国に出掛けたりリフレッシュしています）、音楽鑑賞（レコードを数千枚所有）、ジムでのトレーニング（デスクワークが多いため、日頃から体を動かすよう努めています）
○シンガポールのお気に入り：文化の多様性（食事・建造物等）、温暖な気候（日本在住時に比べて風邪をひきにくくなりました）、周辺国へのアクセスの容易さ（空港の利便性など）
○月報読者の皆様へ：幅広い読者の皆様の役に立つテーマ選定と分かりやすい解説を心掛けたいと思います。



発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197
E-mail: info@jcci.org.sg
Web: <http://www.jcci.org.sg>

印刷

TOH-SHI PRINTING SINGAPORE PTE LTD
4 Ayer Rajah Crescent, Singapore 139960
Tel: 6775-2555 Fax: 6775-1661

☆☆JCCI Eメール送信サービスのお知らせ☆☆

シンガポール日本商工会議所ではセミナー情報や、サービス・新製品等のビジネス情報を
弊所メーリングリストを使用し、会員企業の皆様にお届けするサービスをご提供しております。

(2014年12月時点 1920名の方にご登録して頂いております)

Eメール送信サービス 1回

SGD 200 (GST 込み)

(※会員企業様のみ利用可能とさせていただきます)

ご利用をご希望の方は「info@jcci.org.sg」(担当: Ms. Doris)まで、

下記必要事項を明記の上、お申し込み下さい。

- ①希望送信内容 ※原稿はソフトコピー(500KB以下、PDF)にてご提出下さい。
- ②希望送信日 ※余裕をもって、お申し込み下さい。(土日・祝日を除く)
- ③支払方法 ※現金・小切手・GIROのいずれか

【 お申込みから配信までの手順 】

お申込み頂いた後、事務局よりお申込確認用紙・ご請求書を送付致します。

お支払をお済ませいただき、テストメールをご確認頂きました後、配信となります。

皆様からのお申込みをお待ちしております。

シンガポール日本商工会議所事務局 担当: Doris (Ms)
10 Shenton Way, #12-04/05 MAS Building, Singapore 079117
TEL: 6221-0541 FAX: 6225-6197 E-mail: info@jcci.org.sg



会員データベース 訂正・変更記入フォーム

会員データベース登録内容に訂正・変更がございましたら、下欄にご記入の上、事務所まで FAX また E メールにてご連絡頂きますよう、御願ひ申し上げます。

注：*必ず会社名と E メールはご記入下さい。

会社名(日)			
会社名(英)*			
旧代表者名(日)			
新代表者名(日)		新代表者名(英)	
E-MAIL*			

役職(英)		役職	
Address			
TEL:		業務内容	
FAX:			
WEB:			
日本人社員数		総従業員数	
変更日		年	月 日 より

緊急連絡 E メール：

その他

Fax: 6225 6197

担当：ドリス(doris@jcci.org.sg)

